

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年3月30日
【事業年度】	第10期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）
【会社名】	ラクオリア創薬株式会社
【英訳名】	RaQualia Pharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 谷 直樹
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号
【電話番号】	052-446-6100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 河田 喜一郎
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号
【電話番号】	052-446-6100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 河田 喜一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

「(＊)」を付している用語については、「第一部 企業情報 第1 企業の概況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
事業収益 (千円)	228,044	153,895	-	-	1,419,195
経常損失 ( ) (千円)	1,819,699	2,116,350	-	-	80,575
親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) (千円)	1,108,270	638,924	-	-	58,122
包括利益 (千円)	126,389	1,686,884	-	-	100,132
純資産額 (千円)	5,746,081	4,685,725	-	-	4,887,950
総資産額 (千円)	6,648,177	5,216,496	-	-	5,064,188
1株当たり純資産額 (円)	423.84	314.66	-	-	240.00
1株当たり当期純損失金額 ( ) (円)	82.70	45.70	-	-	2.99
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	85.9	89.6	-	-	96.2
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,179,215	2,081,026	-	-	307,434
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	951,847	796,123	-	-	533,800
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	309,275	761,766	-	-	1,007,321
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,035,228	2,004,295	-	-	2,473,916
従業員数 (人)	74	72	-	-	60
(外、平均臨時雇用者数)	(16)	(15)	(-)	(-)	(7)

- (注) 1. 当社は、第8期及び第9期は連結財務諸表を作成しておりませんでしたので、第8期及び第9期の連結経営指標等は記載しておりません。  
2. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。  
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。  
4. 自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。  
5. 従業員数欄の( )外数は、臨時従業員(アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員)の年間平均雇用人員であります。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
事業収益 (千円)	227,618	153,895	145,500	705,235	1,362,906
経常損失 ( ) (千円)	1,848,557	1,942,282	1,795,216	720,705	44,662
当期純損失 ( ) (千円)	1,136,856	464,575	1,854,353	728,117	27,671
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	8,627,912	8,952,367	9,806,225	2,237,588	2,741,249
発行済株式総数 (株)	13,557,200	14,857,200	18,767,200	18,767,200	20,295,236
純資産額 (千円)	5,717,494	4,831,488	4,514,364	3,788,027	4,917,814
総資産額 (千円)	6,613,060	5,202,124	4,752,112	4,019,314	5,091,609
1株当たり純資産額 (円)	421.73	324.47	239.96	201.06	241.47
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 ( ) (円)	84.83	33.23	116.45	38.80	1.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	86.0	92.7	94.8	93.9	96.2
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	2,116,533	680,939	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	665,915	441,418	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	1,701,710	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	2,243,276	1,087,356	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	70 (16)	70 (15)	64 (14)	50 (8)	55 (7)

- (注) 1. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。  
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。  
3. 自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。  
4. 当社は、第6期及び第7期並びに第10期は連結財務諸表を作成しているため、第6期及び第7期並びに第10期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高については記載しておりません。  
5. 従業員数欄の( )外数は、臨時従業員(アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員)の年間平均雇用人員であります。

## 2【沿革】

平成20年2月	医薬品の研究開発を目的として、愛知県知多郡武豊町にラクオリア創薬株式会社（資本金1百万円）を設立
平成20年7月	ファイザー株式会社中央研究所（愛知県知多郡武豊町）の閉鎖に伴い、従業員の一部が移籍するとともに、研究機器等の設備を有償にて譲り受け、事業を開始
平成22年9月	CJ CheilJedang Corporation（韓国、現CJ HealthCare Corporation）とカリウムイオン競合型アシッドブロッカー（RQ-00000004及びRQ-00000774）の韓国、中国（香港を含む）及び台湾地域における商用化に関する導出契約を締結
平成22年12月	Aratana Therapeutics, Inc.（米国）とEP4拮抗薬（RQ-00000007）及びグレリン受容体作動薬（RQ-00000005）の動物用医薬品としての全世界における商用化に関する導出契約を締結
平成23年3月	明治製菓株式会社（現Meiji Seikaファルマ株式会社）とジプラシドン（RQ-00000003）の日本における商用化に関する導出契約を締結
平成23年7月	大阪証券取引所JASDAQ（グロース、現東京証券取引所JASDAQ（グロース））に株式を上場
平成25年11月	旭化成ファーマ株式会社と特定のイオンチャンネルに関する共同研究契約を締結
平成25年12月	H.ルンドベックA/S（デンマーク）と当社が保有する特定の知的財産の全世界における使用権を許諾する特許ライセンス契約を締結
平成26年2月	国立大学法人名古屋大学（以下「名古屋大学」）と産学協同研究部門「薬効解析部門」設置に関する契約を締結
平成26年5月	ヴァージニア・コモンウェルス大学 パーキンソン病・運動障害疾患センター（米国）と5-HT4受容体部分作動薬（RQ-00000010）について、パーキンソン病患者に併発する胃不全麻痺に対する有効性評価を目的とした医師主導治験の実施に関する共同研究契約を締結
平成26年6月	本社機能を愛知県知多郡武豊町より名古屋市中村区に移転
平成26年9月	創薬研究部門生物研究部を愛知県知多郡武豊町より名古屋市千種区（名古屋大学内）に移転
平成26年11月	CJ HealthCare Corporation（韓国）とカリウムイオン競合型アシッドブロッカー（RQ-00000004及びRQ-00000774）の東南アジア地域における商用化に関する導出契約を締結
平成27年2月	名古屋大学と産学協同研究講座「薬剤科学・分析科学講座」及び「新薬創成科学講座」設置に関する契約を締結
平成27年7月	経済産業省中部経済産業局「平成27年度第1回異分野連携新事業分野開拓計画（新連携計画）」認定取得
平成27年8月	創薬研究部門化学研究部を愛知県知多郡武豊町より名古屋市千種区（名古屋大学内）に移転
平成27年12月	XuanZhu Pharma Co.,Ltd.（中国）と特定のイオンチャンネルに関する共同研究契約を締結
平成28年5月	「大学発創薬シーズの実用化に向けた高品質かつ効率的な評価系を構築するための研究開発」事業が愛知県平成28年度「新あいち創造研究開発補助金」に採択
平成28年8月	ヴァージニア・コモンウェルス大学 パーキンソン病・運動障害疾患センター（米国）による5-HT4部分作動薬（RQ-00000010）の医師主導治験において、パーキンソン病患者への投薬が開始
平成29年1月	Aratana Therapeutics, Inc.（米国）及び同社の戦略提携先であるElanco Animal Health（米国）がEP4拮抗薬（Galliprant <sup>®</sup> 、RQ-00000007、AT-001、grapiprant、動物薬）を米国にて販売開始
平成29年2月	テムリック株式会社を簡易株式交換により完全子会社化
平成29年8月	CJ HealthCare Corporation（韓国）がカリウムイオン競合型アシッドブロッカー（RQ-00000004/CJ-12420）を韓国食品医薬品安全処（MFDS：Ministry of Food and Drug Safety）に承認申請
平成29年10月	Aratana Therapeutics, Inc.（米国）がグレリン受容体作動薬（Entyce <sup>®</sup> 、RQ-00000005、AT-002、capromorelin、動物薬）を米国にて販売開始
平成29年12月	マルホ株式会社と選択的ナトリウムチャンネル遮断薬に関する導出契約を締結

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、単一セグメントであるため、セグメントの情報は記載していません。

#### (1) 事業の概要

当社グループは、当社（ラクオリア創薬株式会社）及び子会社（テムリック株式会社）により構成されております。

当社グループは、先端科学技術を活用し、医療分野においてニーズの高い疾患領域に対する新たな医薬品を生み出すことを目指す研究開発型の創薬企業であり、独自に創出した開発候補化合物（\*）（低分子化合物医薬）の知的財産権を製薬会社等に対して導出（使用許諾契約によりライセンスアウト）することにより収益を獲得することを事業展開の基本としております。

#### 当社グループの事業の背景

製薬産業は、中国を始めとする新興国市場の需要拡大や多様化する医療ニーズへの対応等により、今後も更なる成長が見込まれております。その一方で、既存医薬品の特許切れによるジェネリック医薬品の参入、医療保険の適用基準の厳格化の影響等により、今後、医薬品販売高の成長率は鈍化するといった指摘もあります。

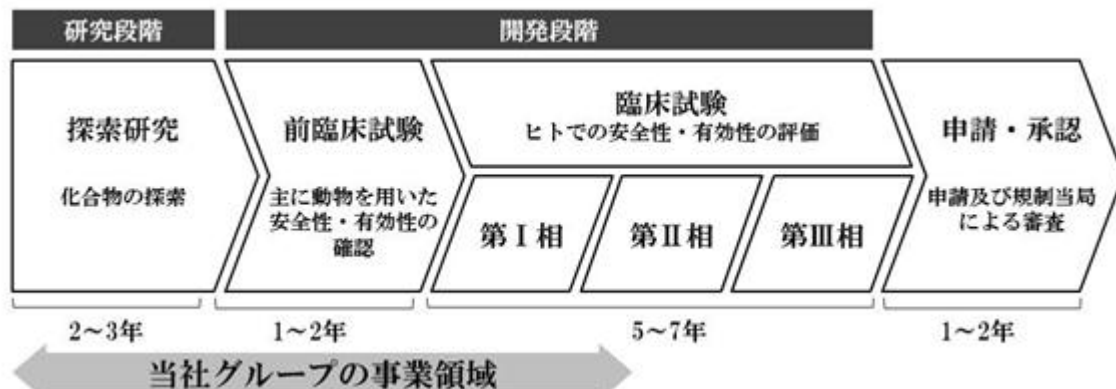
しかしながら、大手製薬会社の大型医薬品の特許切れが続いていることから、特許切れに伴う収益減少を補完するため、これらの製薬会社にとって、新たな医薬品の開発が重要な課題となっております。近年臨床試験の厳格化等により、臨床試験の規模の拡大に伴う開発期間の長期化により、製薬会社の研究開発費が増加する傾向にある一方で、新薬の承認取得数は減少傾向にあるため、新薬開発の効率化が製薬会社の課題となっております。

このような状況の中、製薬会社は、医薬品として成功する可能性の高い高品質な開発候補化合物を外部から導入して、パイプラインを充実させる傾向にあります。

当社グループは研究開発型の創薬企業としてこうした製薬会社の期待に応えるべく、前身であるファイザー株式会社中央研究所（以下、「ファイザー社中央研究所」）にて蓄積した創薬研究に係る経験及びノウハウを活用し、事業を展開しております。

#### 医薬品研究開発の一般的進行（\*）及び当社グループの事業領域

一般的に新薬の開発は、探索研究、前臨床試験、臨床試験、厚生労働省（あるいは米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）等の各国の医薬品許認可審査機関）への製造販売承認申請、医薬品としての承認取得、薬価基準収載（\*）を経て行われます。その後、初めて新薬として販売が開始され、病院・医師・患者へ提供することが可能となります。



（注）医薬品の研究開発における標準的な各段階の所要年数は、あくまでも標準的な想定期間を表示したものであり、各プロジェクトがこの想定期間どおりに進捗するとは限りません。各プロジェクトが経過した、あるいは現在進行中の各段階の幅についても、実際の所要期間あるいは想定所要期間を示すものではありません。

当社グループは、医薬品の研究開発段階のうち、探索研究段階、前臨床試験段階及び初期臨床試験段階（うち一部）を主たる事業分野としております。臨床試験段階においては多額の研究開発費が必要となるため、当社グループにおける研究開発に係る費用及びリスク負担を低減する目的から、安全性及び有効性が概ね評価可能となる段階（必要に応じて前期第Ⅰ相臨床試験）までを当社グループにて行い、その後製薬会社等へ開発化合物を導出することを基本としております。

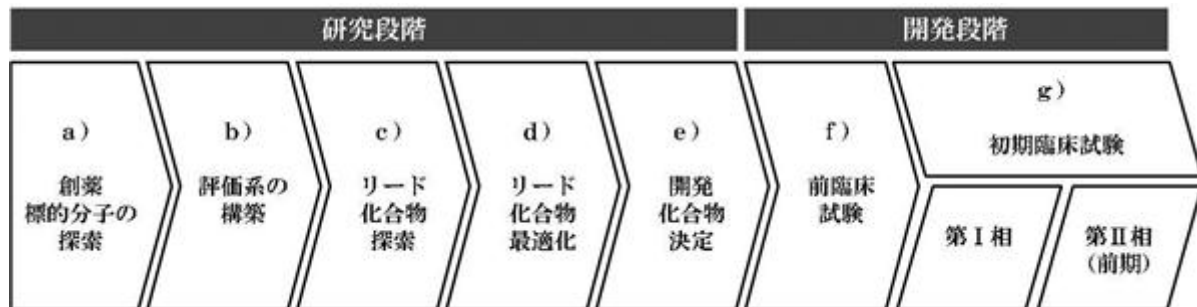
## 低分子化合物医薬への特化

当社グループは、主に低分子化合物に係る研究開発を行っております。近年、医薬品業界においては、抗体医薬やワクチン等のいわゆるバイオ医薬の研究開発が盛んに行われておりますが、低分子化合物は依然として医薬品開発の大きな柱であります。当社グループにおいては、低分子化合物において高い専門性を有していることから、当面は低分子化合物を中心とした研究開発を推進していく方針であります。

## 研究開発活動

### (A) 研究開発の概要

当社グループの研究開発部門が行っている研究開発の概要とその流れは、以下のとおりであります。当社グループでは、創薬標的分子（\*）の探索から初期臨床試験（主として第Ⅰ相臨床試験、必要に応じて前期第Ⅰ相臨床試験）まで、博士・修士号を有した研究者を中心にこの業務を推進しております。



### (B) 当社グループの研究開発体制

当社グループは、前身であるファイザー社中央研究所の創薬研究に係る主要な機能及び研究設備を引き継いでおります。当社グループは、研究領域において豊富な知識、経験及びノウハウを有する従業員が在籍しており、国内外の研究機関に引けを取らない創薬研究開発環境が構築されています。

#### a) プロジェクトを中心とした研究開発体制

当社グループの研究開発体制は、組織横断的なプロジェクトを単位として運営されており、迅速な意思決定及び業務の遂行を可能にしております。実際の業務は、プロジェクト単位で協議し決定され、特に重要な方針に関わる場合は、プロジェクトから経営戦略委員会へ提案が行われ、その決定は速やかにプロジェクト活動に反映されます。

#### b) 研究・開発・営業活動の一体化

当社グループにおいては、探索研究から開発そして導出に至るまで、プロジェクトチームが一貫して主体性を持ち、組織横断的に業務を実施しております。これにより、一貫した研究・開発、導出計画の下、必要な情報を随時共有し、適切な情報をタイムリーに導出先企業に提供することを可能としております。

### (C) 研究開発ポートフォリオ（\*）による展開

当社グループの研究開発は、創薬の初期段階を担うものであり、少数の限られたプロジェクトを選択して経営資源を集中することにより、研究開発ポートフォリオを拡充し、製薬会社等へ開発候補化合物を導出していくことに重点を置いたものであります。

医薬品開発は、研究開発のいずれの段階においても、安全性、有効性及び薬物動態（\*）並びにその他の開発上の問題から中止される可能性があります。当社グループにおいては、探索段階から海外市場において上市済みのものまで、各段階のプロジェクトを保有しており、さらに、自社の探索研究から新たな開発化合物を継続して創出する能力を備えていることから、複数のプロジェクトからなる研究開発ポートフォリオを拡充するとともに、開発リスクを低減し、より安定した事業の遂行を図りたいと考えております。

導出活動

当社グループの導出活動は、前臨床試験及び臨床試験を通じて、ヒトにおける安全性及び有効性が評価可能となった段階にて、開発化合物を製薬会社へ導出することを基本としてきました。しかしながら、近年の各製薬会社等の動向は、医薬品として成功する可能性の高い高品質な化合物を、研究開発の段階を問わず、創薬ベンチャー企業や大学などの研究機関等に求めるケースが増加していることから、当社グループは、初期探索段階から臨床開発段階までの各段階において保有する研究開発ポートフォリオのすべてを導出対象とし、機動的かつ柔軟な営業活動を展開しております。

また、当社グループの研究開発ポートフォリオは、その研究開発戦略の特性から、全世界を対象とする開発、販売及び製造に関する権利の導出を最優先の目標としておりますが、一方では、それに捉われることなく、各プロジェクトの特性と導出先である製薬会社等のニーズに応じて、日本・東アジア・米国・欧州等の地域ごとの導出、あるいは剤形（経口剤、注射剤、局所用剤）ごとの導出、さらには動物用医薬品用途での導出等、収益の最大化を図るべく様々な形態で導出を図る方針であります。

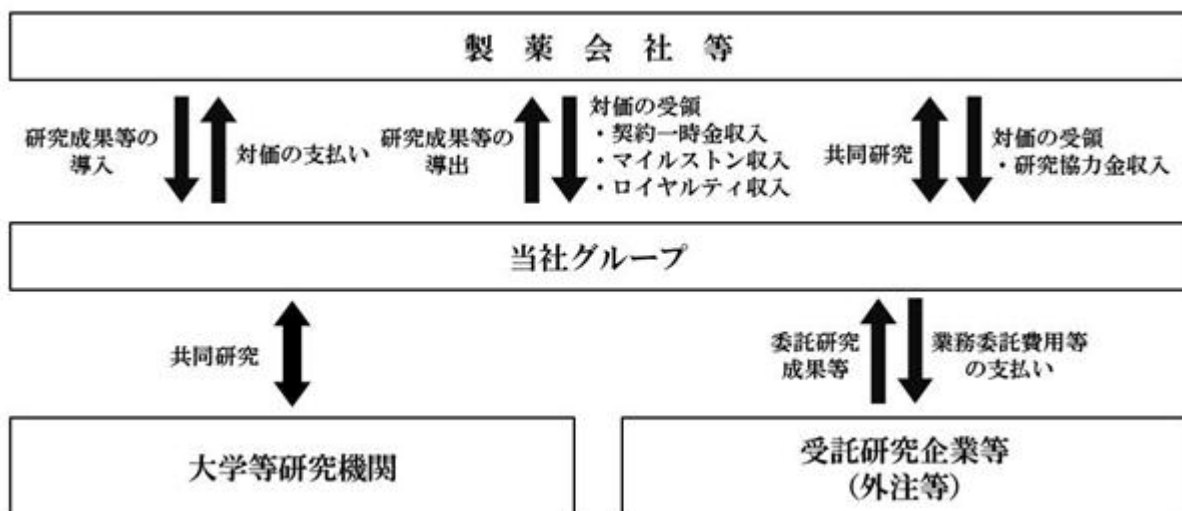
当社グループの収益

当社グループの収益は、探索研究、前臨床試験及び初期臨床試験の成果として創出した開発化合物を製薬会社等に導出することにより獲得するものであり、その概要は以下のとおりであります。

収 益	内 容
契約一時金収入	契約締結時に、当社グループが提供するそれまでの研究成果の対価等として受け取る収入
マイルストーン収入	契約相手先の研究開発の進捗（契約書に規定された研究開発段階の達成）または売上の進捗（契約書に規定された売上高の達成）に応じて受け取る収入
ロイヤルティ収入	医薬品の上市後に販売額の一定料率を受け取る収入
研究協力金収入	共同研究で設定された条件に従って、共同研究の開始に伴い当社グループのそれまでの研究成果を提供する対価等として受け取る収入及び共同研究の期間中に提供する役務等の対価等として受け取る収入

事業系統図

当社グループの事業の系統図は、以下のとおりであります。



## (2) 当社グループの研究開発対象領域及び研究開発ポートフォリオ

## 当社グループの研究開発対象領域

当社グループは、前身であるファイザー社中央研究所から引き続き、主として疼痛疾患領域及び消化管疾患領域を研究開発の中核として位置付けており、当該領域における豊富なノウハウを蓄積しております。当該2つの事業領域に関して、医薬品としての全世界の市場規模は拡大傾向にあり、今後も市場成長が見込まれるもの想定しており、これらの領域を柱として研究開発を推進していく方針であります。

一方、平成26年から平成27年にかけて研究拠点を名古屋大学のキャンパス内に移転したことにより、名古屋大学を中心としたアカデミアからあらゆる疾患領域における魅力ある創薬テーマの提供を受けており、今後はこれまでの2つ疾患領域に加えて医療ニーズの高い疾患に対する創薬研究も推進していく方針であります。

## 当社グループのポートフォリオ及び研究開発の状況

一般的に医薬品の研究開発は長期に渡って多額の資金を必要とされています。当社グループは、自社の強みを最大限に活かすべく、当社グループ保有の開発化合物について「選択と集中」を図っております。

具体的には、当社グループが強みを持つ探索段階から第 相臨床試験を中心に自社単独で開発化合物の研究開発に注力して導出に向けて推進するプログラムを「導出準備プログラム」、第 ~ 相臨床試験を中心に導出先が主軸となって開発を進めるプログラムを「導出済みプログラム」と定義しております。また、探索ステージを基本に当社グループと製薬会社、双方が強みを持ち寄りイノベティブな開発化合物の創出を目指す共同研究プログラムを「共同研究プログラム」と定義しております。

当連結会計年度末現在の主な「導出準備プログラム」及び「導出済みプログラム」、「共同研究プログラム」の状況は、以下のとおりであります。

## (A) 導出準備プログラム

当連結会計年度末現在、「導出準備プログラム」は以下のとおりであります。当社グループは、これらのプロジェクトに関して一部導出済みの契約を除き、全世界を対象とする開発、販売及び製造に関する権利を有しております。

プログラム	化合物コード (注)	想定適応症	研究開発段階
カリウムイオン競合型アシッドブロッカー (P-CAB)	RQ-00000004 (tegoprazan)	胃食道逆流症	第 相臨床試験終了(日本、米国)
5-HT4部分作動薬	RQ-00000010	胃不全麻痺 機能性胃腸症 慢性便秘	第 相臨床試験終了(英国)
5-HT2B拮抗薬	RQ-00310941	下痢型過敏性腸症候群(*)	第 相臨床試験実施中(英国)
モチリン受容体作動薬	RQ-00201894	胃不全麻痺 機能性胃腸症 術後イレウス	前臨床試験終了
TRPM8遮断薬	RQ-00434739	神経障害性疼痛	前臨床試験準備中
グレリン受容体作動薬	RQ-00433412	がんに伴う食欲不振・悪液質	前臨床試験準備中
選択的ナトリウムチャネル遮断薬	-	炎症性・神経障害性疼痛	探索段階実施中

(注) 化合物コードは、RQ-で始まるコードで表記されており、当社グループで研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。

## (B) 導出済みプログラム

当連結会計年度末現在、当社グループの導出済みのプログラムの状況は、以下のとおりであります。なお、契約内容の詳細については、後述の「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。



## [ヒト領域]

プロジェクト	化合物コード (注) 1	想定適応症	研究開発段階	権利地域	導出先
D2および5-HT <sub>2A</sub> 拮抗薬	RQ-00000003 (ziprasidone)	統合失調症	第 相臨床試験 実施中(日本)	日本	Meiji Seika ファルマ株式会社
カリウムイオン競合型アシッドブロッカー (P-CAB)	RQ-00000004 (tegoprazan)	胃食道逆流症他	NDA申請中(韓国) 第 相臨床試験 実施中(中国)	韓国他 (注) 2	CJ HealthCare Corporation (韓国)
EP4拮抗薬	RQ-00000007 (grapiprant)	変形性関節症	第 相試験 準備中(中国) (注) 3	全世界	株式会社AskAt
		自己免疫疾患、アレルギー、がん	第 相臨床研究 準備中(米国、がん) (注) 3		
	RQ-00000008	変形性関節症、自己免疫疾患、アレルギー、がん	前臨床試験 終了		
5-HT <sub>4</sub> 部分作動薬	RQ-00000009	アルツハイマー病	第 相臨床試験 (注) 3	全世界	
シクロオキシゲナーゼ-2 (COX-2)阻害薬	RQ-00317076	急性痛	第 相臨床試験 (注) 5	全世界	株式会社AskAt
選択的ナトリウムチャネル遮断薬	-	鎮痛・鎮痒	前臨床試験 準備中	全世界	マルホ株式会社

(注) 1. 化合物コードは、RQ-で始まるコードで表記されており、当社グループで研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。

2. 韓国、中国(香港を含む)、台湾及び東南アジア、中南米、中東、ロシアを含む東欧圏諸国
3. 米国ファイザー社において、第 相臨床試験を実施しております。
4. 韓国、中国(香港を含む)、台湾、インド及び東南アジア
5. 米国ファイザー社において、前期第 相臨床試験を実施しております。

## [動物領域]

プロジェクト	化合物コード (注) 1	想定適応症	研究開発段階	権利地域	導出先
グレリン受容体作動薬	RQ-00000005 (capromorelin)	体重減少、 食欲不振	販売中 (米国)	全世界	Aratana Therapeutics, Inc. (米国)
EP4拮抗薬	RQ-00000007 (grapiprant)	変形性関節症	販売中(米国) 承認申請(欧州)	全世界 (注) 2	

(注) 1. 化合物コードは、RQ-で始まるコードで表記されており、当社グループで研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。

2. 注射剤については日本、中国、韓国、台湾を除きます。

(C) 共同研究プログラム

当連結会計年度末現在、製薬会社等との共同研究プログラムは、以下のとおりであります。なお、契約内容の詳細については、後述の「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。

プロジェクト	化合物コード	共同研究先	研究開発段階
疼痛領域における特定の蛋白質間相互作用を標的とした共同研究		インタープロテイン株式会社	探索研究を実施中
疼痛領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究		XuanZhu Pharma Co., Ltd	探索研究を実施中
疼痛領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究		旭化成ファーマ株式会社	探索研究を実施中

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) テムリック株式会社	東京都新宿区	10,000	がん領域に特化した創薬事業	100	役員の兼任等

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数(人)
60(7)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメントの情報は記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
55(7)	45.5	7.0	7,390,673

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社は、単一セグメントであるため、セグメントの情報は記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

## &lt;用語解説&gt; (アルファベット、50音順)

## \* GLP、GCP、GMP

医薬品の製造・輸入承認申請のための安全性試験、臨床試験、あるいは発売後の医薬品等の品質確保のために省令で定められている基準であります。

GLP ( Good Laboratory Practice )	非臨床試験の実施基準	医薬品の製造・輸入承認申請等のために行われる安全性試験データの信頼性を確保するための基準。
GCP ( Good Clinical Practice )	臨床試験の実施基準	医薬品の製造・輸入承認申請等のために行われるヒトを対象とした臨床試験が、倫理的及び科学的に適正に実施されることを目的として定められた基準。
GMP ( Good Manufacturing Practice )	製造管理 / 品質管理の基準	品質の高い医療品を製造するため、製造所の構造設備や製造管理及び品質管理の全般に亘り、製造者が守るべき要件を定めた基準。

(注) GLP、GCP、GMPは、日本(厚生労働省)では、それぞれ医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(GLP省令)、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(GCP省令)、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(GMP省令)と呼びます。

## \* GPCR

Gタンパク質共役型受容体(G-protein-coupled receptor)の略称であり、細胞膜を7回貫通するという構造的特徴を有しており、7回膜貫通型(7TM)受容体とも呼ばれております。細胞外側にセロトニン、ヒスタミン、アドレナリン等に代表されるリガンド結合部位が存在し、細胞内側にGタンパク質が結合する部位を有して、細胞外の化学的情報を細胞内に伝達する機能を有する膜タンパク質であります。

## \* イオンチャネル

イオンチャネルは細胞膜に存在する蛋白分子であり、細胞内外間のイオンの通路を形成しております。GPCR(\*)が細胞膜を介して情報伝達を行うのに対して、イオンチャネルはイオンそのものを輸送することによって膜電位変化を電気信号へと変換し、筋肉の収縮や様々な伝達物質の放出を誘発するものであります。

## \* 胃食道逆流症(GERD)

Gastroesophageal Reflux Diseaseの略称であり、胃内容物、特に胃酸が食道内に逆流することによって胸焼け等の特徴的な症状をもたらす疾患であります。下部食道粘膜に粘膜傷害が認められる逆流性食道炎(RE: Reflux Esophagitis)と内視鏡的に粘膜傷害を認めない内視鏡陰性GERD(NERD: Non-erosive Reflux Disease)に分類されます。

## \* 医薬品研究開発の一般的進行

## (A) 探索研究

新薬のもととなる開発候補化合物(\*)を探し出す研究を探索研究と言います。疾患の原因となる標的分子の探索、疾患と標的分子の関係を反映する評価系の構築、ハイスループット・スクリーニング(HTS)(\*)等を用いたリード化合物の探索、有効性・安全性等の様々な観点によるリード化合物の最適化が実施されます。幾度にも亘り、検討、合成、評価の作業を繰り返すことで、より医薬品としての可能性が高い化合物を作り上げます。

## (B) 前臨床試験

開発化合物を特定した後、ヒトにおける試験を行うために十分な安全性と有効性があることを確認することを目的として、主に動物を用いて行われる毒性試験(\*)、薬効薬理試験、薬物動態試験等の試験を前臨床試験と言います。また、種々の試験と並行し、開発化合物の製造法の開発やヒトへどのような形で投与するか(錠剤、カプセル剤、注射剤等)についても検討を行います。

## (C) 臨床試験

前臨床試験の結果、開発化合物が有効性及び安全性の観点から有用な医薬品になり得る可能性が認められた場合、ヒトにおける臨床試験が実施されます。

臨床試験においては、以下の3段階の試験によって、用法、用量、有効性及び安全性を評価します。

## a) 第 相臨床試験

少人数の健康成人を対象に、開発化合物の投与量を低用量から徐々に上げていき、ヒトにおける忍容性・安全性及び体内での動き(吸収、排泄等)の検討を行います。

## b) 第 相臨床試験

比較的少人数の患者を対象に、目標適応症における効果及び安全性を検討し、最適な投与量や投与方法等を設定します。

## c) 第 相臨床試験

臨床試験の最終段階として、患者を対象とした大規模な臨床試験を実施します。様々な背景を持つ多数の患者に投与することで、有効性及び安全性をより実際の治療に近い形で検証します。

(D) 申請・承認

臨床試験により有効性と安全性が確認された新薬について、規制当局（日本の場合は厚生労働省、米国の場合は米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）等）へ製造販売承認の申請を行います。規制当局は提出された膨大なデータを検討し、医薬品としての販売の認可・不認可を判断します。

\* 開発化合物

探索研究が終了し、開発段階に進める化合物の一つに絞り込み、開発プロジェクトとして前臨床開発をスタートした時点以降、その化合物を開発化合物と言います。

\* 開発候補化合物

探索研究の後期において、少数の化合物の中から開発化合物を選定する段階で、開発化合物の候補となる化合物を開発候補化合物と言います。

\* 化合物ライブラリー

ある目的のために集められた化合物の集合体そのもの、あるいは保管庫や検索システムのように必要に応じて利用するための仕組みを指します。

\* 過敏性腸症候群（IBS）

Irritable Bowel Syndromeの略称であり、主として大腸の運動及び分泌機能の異常で起こる病気の総称であります。主な症状は慢性的な腹痛や腹部不快感と便通異常であり、腸の器質的変化を伴わないことが特徴とされております。病型として便秘型（IBS-C）、下痢型（IBS-D）、混合型（IBS-M）、分類不能型があります。

\* 機能性胃腸症（FD）

Functional Dyspepsiaの略称であり、上腹部の不快感がありながら、内視鏡検査等で潰瘍等明らかな器質的病変が認められない疾患であります。日本では長い間、胃炎という病名で呼ばれてきたものであり、機能性ディスペプシアとも呼ばれております。

\* 毒性試験

ヒトに投与する量に関する情報、安全な投与期間に関する情報、薬物の生理学的並びに毒性的作用の特徴に関する情報を得るために行われる動物を用いた試験のことを言います。

\* ハイスループット・スクリーニング（HTS）

ロボット等の自動化された装置を用いて、薬としての効果や毒性についての評価試験を高速かつ大量に実施する方法のことです。1日に何万個もの化合物を評価することによって、膨大な数の化合物ライブラリー（\*）の中から、短期間で効率よくリード化合物を見つけ出すことができます。

\* 標的分子

病気に関わっている酵素等のタンパク質で、薬が働きかける相手（標的）となるものであります。

\* ポートフォリオ

当社グループが保有しているプロジェクト、すなわち研究から開発、導出までの異なった段階における複数のプロジェクトの総称であります。

\* 薬物動態

医薬品がヒトや動物に投与された後、どのように吸収され、組織に分布し、小腸や肝臓中の酵素により代謝され、排泄されるかを、薬物の濃度、その時間に対する変化等から解析することを言います。

また、開発化合物について、このような性質を検討するために行われる動物を用いた試験のことを薬物動態試験と言います。

\* 薬価基準収載

医療用医薬品として製造・輸入承認を受けた新薬が医療保険の適用を受けるためには、薬価基準へ採用されること（収載）が必要になります。製薬会社が新薬の保険適用を厚生労働省へ申請した後、保険適用が認められた場合は、中央社会保険医療協議会で薬価が決まり、薬価基準に収載されます。

\* リード化合物

創薬標的分子に作用し、疾患モデルの動物を用いた試験でも効果を示すことが確認された新薬のタネとなる化合物のことです。この先、さらに効果や安全性が改善されて開発候補化合物となります。

## 第2【事業の状況】

「(＊)」を付している用語については、「第一部 企業情報 第1 企業の概況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。なお、当社グループは、単一セグメントであるため、セグメントの情報は記載しておりません。

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国トランプ政権の政策運営や北朝鮮情勢の不透明感による為替リスクを抱える中、輸出が好調なほか、家電の買い替え需要等を背景とした個人消費の回復や企業の省力化投資により国内総生産は7四半期連続の成長を記録しており、政府・日銀が目指すデフレ脱却への道筋が視野に入りつつあります。

製薬業界におきましては、国内製薬会社においても長期収載品を中心に製品や事業レベルでの売却・買収が活発化しており、特許切れ製品を軸とした事業再編が進んでおります。特に特定疾患領域に特化したスペシャリティ・ファーマ化及びカーブアウトベンチャー設立の動きは、当社グループのような創薬ベンチャー企業のライセンス活動におきましても少なからず影響が生じております。

このような環境下において、当社グループは医薬品開発化合物の継続的な創出、研究開発ポートフォリオの拡充及びそれら開発化合物の導出を目指し、研究開発活動及び営業活動に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度において、マルホ株式会社（以下「マルホ社」）との間で選択的ナトリウムチャンネル遮断薬に関するライセンス契約を、CJ HealthCare Corporation（韓国、以下「CJ社（韓国）」）との間でカリウムイオン競合型アシッドブロッカー tegoprazanの権利地域をメキシコ、ブラジルなどの中南米、ロシアを含む東欧圏諸国、及びアラブ、イスラエルなどの中東地域（ROW: Rest Of World）に拡大する契約を締結することができました。

導出先の状況につきましては、Aratana Therapeutics, Inc.（米国、以下「アラタナ社（米国）」）に導出したイヌの変形性関節症に伴う痛みの治療薬 Galliprant<sup>®</sup>は、同社の戦略提携先である Elanco Animal Health（米国、Eli Lilly and Company 動物薬部門、以下「エランコ社（米国）」）の強力な販売網を活かして平成29年1月から、アラタナ社（米国）に導出したグレリン受容体作動薬 Entyce<sup>®</sup>につきましては、平成29年10月から、それぞれ米国で販売を開始し、順調に売上を伸ばしております。また、CJ社（韓国）に導出中の tegoprazan は、平成29年8月に韓国食品医薬品安全処（MFDS: Ministry of Food and Drug Safety、以下「MFDS」）への承認申請が行われました。今後、tegoprazan は、新薬許可の手続きを経て、薬価収載後、平成30年12月に発売される予定です。一方で当社グループは、ポートフォリオの見直しを行い、丸石製薬株式会社に導出していたEP4拮抗薬とCJ社（韓国）に導出していた5-HT<sub>4</sub>部分作動薬のライセンス契約につきましては、それぞれの会社と開発方針の協議を行い総合的に考慮した結果、ライセンス契約を終了することとしました。5-HT<sub>4</sub>部分作動薬につきましては、自社開発を検討するとともに、新たなライセンス先の開拓を含めて価値最大化に向けた活動に取り組んでまいります。

共同研究においては、旭化成ファーマ株式会社（以下「旭化成ファーマ社」）との共同研究においてマイルストーン達成に伴う一時金を平成29年7月に計上しました。旭化成ファーマ社との共同研究は引き続き進展しており、インタープロテイン株式会社及びXuanZhu Pharma Co., Ltd.（中国）との間の共同研究も、それぞれ順調に進展しております。EAファーマ株式会社（以下「EA社」）との共同研究契約は、平成29年4月に満了いたしました。本共同研究の結果創出された化合物はEA社において開発が継続しており、当社権利につきましては本契約終了後も引き続き存続しております。

産学連携においては、平成23年8月から進めてきた東京大学大学院医学系研究科コンチネンス医学講座（井川靖彦特任教授）との「泌尿器疾患に対する新規治療メカニズムの評価」に関する共同研究契約をさらに1年間延長し、TRPM8遮断薬（化合物コード：RQ-00434739）の泌尿器疾患領域への応用可能性の検討も含めて共同で探索を継続してまいります。

また平成29年2月にテムリック株式会社を株式交換により完全子会社化しました。同社は、がん疾患/希少疾患領域に特化したバイオベンチャーであり、東光薬品工業株式会社から導入したTM-411（一般名：タミバロテン）を Syros Pharmaceuticals, Inc.（本社：米国マサチューセッツ州）に導出する等の活動を行っております。本子会社化により、当社グループは、同社が有するがん疾患/希少疾患領域の新規治療薬の研究開発及び導出活動のノウハウを活用し、アカデミアから創出される新規の作用機序に基づく研究開発及び導出活動を行うことで事業領域の拡大を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、事業収益1,419百万円、営業損失150百万円、経常損失80百万円、親会社株主に帰属する当期純損失58百万円となりました。なお、事業費用の総額は1,569百万円であり、その内訳は、支払ロイヤルティ144百万円を事業原価に計上した他、研究開発費848百万円、その他の販売費及び一般管理費571百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、期首に比べ1,229百万円増加し、2,473百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は、307百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失59百万円及び減価償却費85百万円のほか、利息及び配当金の受取額40百万円、売上債権の増加380百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により獲得した資金は、533百万円となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入340百万円及び投資有価証券の売却による収入1,096百万円のほか、投資有価証券の取得による支出719百万円及び有価証券の取得による支出110百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による獲得した資金は、1,007百万円となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入996百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注実績

当社グループは研究開発を主体としており、受注生産を行っておりませんので、受注実績は記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、以下のとおりであります。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	前年同期比(%)
事業収益 合計 (千円)	1,419,195	-

(注) 1. 当連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、それぞれ以下のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
Aratana Therapeutics, Inc.	767,230	54.1
A社	300,000	21.1
B社	150,000	10.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 共同研究開発契約において秘密保持条項が存在するため、社名の公表は控えさせていただきます。

### 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

##### 会社の経営の基本方針

当社グループは、先端科学技術を活用し、医療分野においてニーズの高い疾患領域に対する新たな医薬品を生み出すことを目指す研究開発型の創薬企業であり、独自に創出した新薬の開発化合物を製薬会社等に対して導出することにより契約一時金収入、マイルストーン収入、ロイヤルティ収入を獲得することを事業展開の基本としております。当社グループの基本方針は、以下のとおりであります。

- (A) 探索研究から初期開発さらに導出までを一体化して進める創薬ビジネスモデルを確立し、体制の整備及び効率化を図る。
- (B) 産学官連携による最先端の創薬研究から革新的な開発化合物の創出を目指す。
- (C) 事業パートナーとの信頼関係を構築し、確実なビジネス成果に結びつける。

##### 目標とする経営指標

当社グループは、医薬品の研究開発を推進し、探索研究、前臨床試験及び初期の臨床試験の成果として創出した開発化合物の導出、さらには導出先での上市・販売によって収益を確保することにより、持続的な成長を図ってまいります。研究開発プロジェクトを一層充実させ、各開発化合物の研究開発を促進することにより、早期に多くの開発化合物を導出することを目標として事業活動を推進しております。

##### 中長期的な会社の経営戦略

一般的に医薬品の研究開発は長期かつ多額の費用を要するものであります。また、研究開発の各段階においては、有効性、安全性やその他の問題により研究開発の中止や遅延等の事態が生じる等、開発化合物が上市に至るまでには様々なリスクがあり、その成功確率は高いものではありません。

こうした中、当社グループは、以下のような戦略をもって事業を展開しております。

##### (A) 導出及びアライアンスマネジメント戦略

当社グループの営業活動は、初期探索段階から開発段階までの各段階において保有する研究開発ポートフォリオのすべてを導出対象とすることにより、機動的かつ柔軟な導出活動を展開しております。当社グループの研究開発ポートフォリオは、その研究開発戦略の特性から、全世界を対象とする開発、販売及び製造に関する権利の導出を最優先の目標としておりますが、各プロジェクトの特性と顧客である製薬会社等のニーズに応じて、地域別の導出、あるいは剤形ごとの導出、さらには動物用医薬品用途での導出等、収益の最大化を図るべく様々な形態で導出を図る方針であります。

また、当社グループは、既に導出されている開発候補化合物等に対し、各導出先企業との協体制のもと、順調な開発の推進を支援し、収益獲得を可能な限り早期に実現させること、更には長期的かつ安定的な収益を獲得することを目的として、アライアンスマネジメントを遂行しております。

##### (B) 研究開発戦略

###### a) 継続的な研究開発ポートフォリオの強化

当社グループは、創業時より疼痛疾患領域及び消化管疾患領域を研究開発の重点領域として開発化合物の創出に取り組んできました。平成26年度からは、名古屋大学に産学協同研究部門を設置し、アカデミアにおける最先端の創薬研究から革新的な開発化合物の創出に取り組んでおります。

また、現在国内外製薬会社と行っている「Research Collaboration」も引き続き取り組むことで研究開発ポートフォリオを継続的に強化してまいります。

###### b) 開発プロジェクトの価値向上と早期の収益化の実現

臨床試験段階においては、多額の研究開発費が必要となるため、当社グループにおける研究開発に係る費用及びリスク負担を軽減することを目的とし、当社グループ保有の開発化合物について「選択と集中」を図ってまいりました。選択したプログラムへの内部リソースの集中に加え、必要に応じて、外部プロジェクト・ファイナンス等を活用したさらなるプロジェクト価値の向上により早期収益を実現し、開発の加速化による将来的な収益の獲得を目指します。

#### (2) 経営環境

医薬品市場は、先進国においては、高齢化によって、途上国においては医療の発展による市場拡大が続いており、医療費をはじめとする社会保障費用も増加の一途を辿っています。このため、先進国においては、医療費の抑制と効率化が急務となっておりますが、各国において法規制は年々厳しくなっていることから新薬の開発難易度とコストは高騰しており、かつての「ハイリスク・ハイリターン」型のビジネスモデルから、「超ハイリスク・ミドルリターン」型のビジネスモデルへのシフトを余儀なくされております。日本においては、少子高齢化も相まって現役世代の負担がますます重くなっており、一定の自己負担で高水準の医療を受けられる仕組みの維持が困難になったことが

ら、新薬の薬価抑制とともに、ジェネリック医薬品のシェアを「平成29年央に70%以上とするとともに平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」ことが掲げられた「経済財政運営と改革の基本方針2015」が平成27年6月末に閣議決定され、実施に向けた政策が実行に移されつつあります。

このような経営環境の中で当社グループは、創薬ベンチャーとして画期的な新薬を研究開発・上市するためには、次の(3)にあげた5点が最重要課題であると認識しております。

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、以下の点を主要な経営課題として取り組んでまいります。

#### 研究開発ポートフォリオの強化

創薬ベンチャー企業として企業価値を高めしていくためには、新規性の高い開発化合物を継続的に創出し、研究開発ポートフォリオを強化していく必要があります。医薬品開発先進国である米国では、新たに上市される医薬品の約6割がアカデミアや創薬ベンチャー企業発と言われております。我が国においてもアカデミアや創薬ベンチャー企業からの創薬が進む中、当社グループは平成26年度から名古屋大学に産学協同研究部門を設置し、アカデミアにおける最先端の創薬研究から革新的な開発化合物の創出に取り組んでおります。当社グループでは、以下の方策を採ってまいります。

- ・ 独自の評価系及びデータベース等を活用した開発化合物の早期創出と新規適応症の拡大
- ・ イオンチャネル創薬における当社グループの強みを活かした共同研究による開発化合物の早期創出
- ・ 産学官連携による共同研究を推進し、最先端の創薬研究に基づく開発化合物の拡充

#### リソースの選択と集中による各プロジェクトの価値向上

当社グループは、保有する開発化合物の研究開発について、資金や人的リソースを効率的に活用して研究開発を進めるために開発化合物のステータスに応じて以下の方策を採ってまいります。

- ・ 導出準備プログラム：当社グループが強みを持つ探索段階から第 相臨床試験を中心に自社単独で開発化合物の研究開発に注力して導出に向けて推進するプログラム
- ・ 導出済みプログラム：第 相臨床試験を中心に導出先が主軸となって進める臨床開発について当社グループがサポートをメインに行うプログラム
- ・ 共同研究プログラム：探索ステージを基本に当社グループと製薬会社、双方が持つ強みを持ち寄りイノベティブな開発化合物の創出を目指す共同研究プログラム

#### 導出活動とアライアンスマネジメントの強化

当社グループが有する開発化合物を製品上市するためには、臨床開発を実施しなければなりません。開発を推進し、リスクを最小化するためには、パートナーとなる製薬会社と提携し導出を行う必要があります。現在、当社グループはこれを最重要課題として様々なチャンネルを通じてグローバルな導出活動に取り組んでおります。導出後は、一日も早い製品上市を目指して導出先企業へのデータ提供や定期的なコミュニケーションを図ることで開発の推進を積極的に支援してまいります。

#### 財務基盤の強化

当社グループのような創薬ベンチャー企業は、製品が上市するまでの間、パイプラインの開発進展、開発化合物の増加等に伴い、事業活動に合わせて資金調達を確実に進めていく必要があります。そのため、当社グループは、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資を行うなど、資金調達の多様化を図ってまいります。また、予算管理の徹底を通じてコスト抑制を図ることで財務基盤の更なる強化に努めてまいります。

#### 人材の獲得

当社グループの経営資源の第一は、人であると考えています。今後、新薬の探索及び開発、適応拡大を進捗させるために、適切な人材を適宜、確保していく予定であります。



## 4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しないと思われる事項についても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。これらリスクの顕在化に伴う問題が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況、当社グループ株式の市場価格に影響を及ぼす可能性が、状況によっては事業存続が困難になる可能性があります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は、本株式への投資に関するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご注意ください。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 事業の内容について

#### 医薬品の研究開発を取り巻く環境について

一般的に医薬品の研究開発は探索研究段階から承認取得に至るまで長期間を要し、巨額の研究開発費用が必要とされる一方、成功確率は他産業に比して極めて低いものとされています。また、研究開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事法その他関係法令や規則、及びそれに関わる行政指導により、様々な規制を受けております。加えて、医薬品分野は、技術革新が著しい分野でもあります。そのため、品質、有効性および安全性に関する十分なデータが得られず、医薬品としての有用性を示すことができない可能性、規制の変更に伴う承認要件の変更の結果、当社グループあるいは導出先における開発費用の増大や承認取得時期の遅延が発生する可能性、新技術等への対応が遅れる可能性があります。また、これらのリスクは、既に他社に導出した開発品に関しても同様に発生する可能性があります。

#### 競合について

当社グループは、疼痛疾患及び消化管疾患を重点領域として医薬品の研究開発を行っておりますが、これらの領域においては、多くの製薬会社や創薬ベンチャー企業等による研究開発活動が行われており、当社グループの研究開発との間に競合関係が生じております。競合品の存在やその研究開発の進捗等が当社グループの開発化合物の導出等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 製薬会社等への導出等による収益獲得について

一般的に、製薬会社等において共同研究の実施や開発化合物の導入に際しての評価・判断は、個々の製薬会社等により異なります。当社グループが契約締結を企図するプロジェクトや開発化合物が製薬会社等における導入や当社グループとの業務提携の意欲を充足する保証はなく、契約締結に結び付かない、又は契約条件が当社グループの想定と大きく異なる等の可能性があります。

#### 為替リスクについて

当社グループは、事業活動をグローバルに展開しており、海外での研究開発活動や海外企業とのライセンスにおいて外貨建取引が存在します。そのため、急激な為替変動によって為替リスクが顕在化する可能性があります。

### (2) 社内体制について

#### 小規模組織であることについて

当社グループは、役員7名（取締役（監査等委員である取締役を除く）4名、監査等委員である取締役3名）、従業員60名（平成29年12月31日現在）と小規模であり、内部管理体制も相応の規模となっております。当社グループにおいては、業務上必要な人員の増強及び内部体制の充実を図っていく方針ではありますが、人材流出や代替要員の不在などの問題が生じる可能性があります。

#### 人材の確保について

当社グループは、事業活動には高度な専門的な知識・技能を持った優秀な人材の確保が必要であると考えております。当社グループでは、このため常に優秀な人材の確保と育成に努めておりますが、人材確保に支障が生じる可能性や、優秀な人材が社外に流出する可能性があります。

#### 情報管理体制について

当社グループの行う事業においては、研究開発における技術及び知見等は極めて重要性の高いものであり、事業の競争性を確保するものであります。また導出先である製薬会社等と共有する情報等は高い機密性を保持することが要請されます。当社グループは、情報管理体制の強化に努めておりますが、重要な機密情報の漏洩等を完全に回避することは困難であり、問題が生じる可能性があります。

(3) 知的財産権について

当社グループの保有する知的財産権について

特許は、出願及び取得した場合においても出願した全てが成立する保証はなく、また特許出願によっても当社グループの権利を確実に保全できる保証はありません。更に、当社グループが所有又は使用許諾を受けた知的財産権に優位する知的財産権が第三者によって生み出される可能性や、第三者の知的財産権の侵害に基づく将来の係争を完全に回避することは困難です。

なお、日本その他の国の特許関連法規、或いは各国当局の解釈により、競合他社、或いはその他の組織が当社グループに補償等を行うことなく技術を使用し、医薬品等の開発及び販売を行うことができる可能性があります。

職務発明に係る社内対応について

平成17年4月1日から施行された特許法の改正に伴い、当社グループでは、代表取締役、執行役員及び従業員が協議の上、取締役会決議により「知的財産権管理規程」を作成し、運用しております。しかしながら、将来、発明者の認定及び職務発明の対価の相当性についての係争を完全に回避することは困難であり、問題が生じる可能性があります。

(4) 事業における事故やトラブル等のリスクについて

当社の臨床開発における健康被害について

当社グループは、研究開発活動において、開発化合物の有効性及び安全性を評価するため、前臨床試験を実施した上で、細心の注意を払って臨床試験を実施しております。しかしながら、被験者における重大な健康被害の発生を完全に回避することは困難であり、問題が生じる可能性があります。

研究施設における事故等について

当社グループは、研究開発活動において、各種化学物質、特に危険物質を取り扱っております。何らかの要因により火災や爆発事故又は環境汚染事故等が発生する可能性があります。

自然災害等のリスクについて

当社グループが本拠地とする中部及び関東地域において、地震（東南海地震含む）、津波又は台風等の自然災害や大規模な事故、火災、テロ等により、当社グループの設備の損壊や各種インフラの供給制限等の不測の事態が発生する可能性があります。

訴訟の可能性について

当社グループは、事業を展開する上で、当社グループの瑕疵又は責任の有無に拘わらず、第三者の権利又は利益を侵害した場合には、損害賠償等の訴訟を提起される可能性があります。また、取引関係や労使関係その他において何らかのトラブルが生じた場合、訴訟等に発展する可能性があります。さらに、業務委託先においてコンプライアンス違反が発生した場合、発注元である当社グループに対しても責任が問われる可能性があります。

(5) 経営上の重要な契約について

「第一部 企業情報、第2 事業の状況、5. 経営上の重要な契約等」に記載した、当社グループの経営上の重要な契約について、将来、期間満了、解除、中断、延期等、又は当該契約の更新に際し当社グループにとって不利な改定が行われる可能性があります。

(6) 経営成績及び財政状態について

今後における損失計上の見通しについて

当社グループは、引き続き多額の研究開発費を先行投資することから、当面は損失の計上を想定しております。販売計画や研究開発計画が当社グループの想定どおりに進捗しなかった場合は、想定以上に損失計上が続く可能性があり、その状況によっては当社グループの事業継続が困難となる可能性があります。

事業資金の確保について

当社グループは、研究開発型のバイオベンチャー企業であることから営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが創業以来継続しており、今後も研究開発投資、運転資金及び設備投資等の資金需要が予想されます。適時適切な資金調達ができなかった場合、当社グループの事業継続が困難となる可能性があります。

(7) 大学及び公的研究機関等との関係について

当社グループは、新たな技術の導入・移転を目的として、国立大学法人名古屋大学をはじめとする大学や公的研究機関との共同研究を実施しております。企業と大学等との関係は、法令等の改正や組織改正などに影響を受ける可能性があり、その結果共同研究の方向性や権利関係につき当社グループにとって不利となる変更を余儀なくされる可能性があります。

(9) その他

新株予約権について

当社グループは、従業員に対するインセンティブ・プランとしてストック・オプション制度を採用しております。今後、これらの新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後ストック・オプションを付与する際に費用が計上されることにより、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

他社との戦略的提携・企業買収等の成否について

当社グループは、競争力の強化及び事業分野の拡大等のため、他社の事業部門の譲り受け、他社の買収、他社との業務提携、合併会社の設立、他社への投資等の戦略的提携など（以下「戦略的提携等」といいます。）を行うことがあります。こうした戦略的提携等において、パートナー企業との思惑に相違が生じて提携・統合が円滑に進まない可能性や、当初期待していた効果が得られない可能性、投資した金額の全部又は一部が回収できない可能性等があります。またパートナー企業が当社グループの利益に反する決定を行う可能性があり、パートナー企業が事業戦略を変更した場合などには戦略的提携等の関係を維持することが困難になる可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 産学協同研究部門（又は講座）の設置に関する契約

契約書名	産学協同研究部門設置契約
契約先	国立大学法人 名古屋大学
契約締結日	平成26年2月18日
契約期間	平成26年4月1日から3年間（注）
主な契約内容	<p>当社は、名古屋大学 環境医学研究所内（愛知県名古屋市千種区不老町）に産学協同研究部門（講座名：薬効解析部門）を設置する。</p> <p>産学協同研究部門の設置に伴い、名古屋大学は、施設、付随サービス及び用役（ユーティリティ）を提供し、当社はこれを利用する。</p> <p>当社は、名古屋大学に対し、一定の研究経費及び産学連携推進経費を支払う。</p>

（注）契約期間は変更契約書により平成30年3月31日まで延長しております。

契約書名	産学協同研究講座設置契約
契約先	国立大学法人 名古屋大学
契約締結日	平成27年2月17日
契約期間	平成27年4月1日から3年間
主な契約内容	<p>当社は、名古屋大学 大学院医学研究科内（愛知県名古屋市千種区不老町）に産学協同研究講座（講座名：薬剤科学・分析化学講座）を設置する。</p> <p>産学協同研究講座の設置に伴い、名古屋大学は、施設、付随サービス及び用役（ユーティリティ）を提供し、当社はこれを利用する。</p> <p>当社は、名古屋大学に対し、一定の研究経費及び産学連携推進経費を支払う。</p>

契約書名	産学協同研究講座設置契約
契約先	国立大学法人 名古屋大学
契約締結日	平成27年2月17日
契約期間	平成27年4月1日から3年間
主な契約内容	<p>当社は、名古屋大学 大学院創薬科学研究科内（愛知県名古屋市千種区不老町）に産学協同研究講座（講座名：新薬創成化学講座）を設置する。</p> <p>産学協同研究講座の設置に伴い、名古屋大学は、施設、付随サービス及び用役（ユーティリティ）を提供し、当社はこれを利用する。</p> <p>当社は、名古屋大学に対し、一定の研究経費及び産学連携推進経費を支払う。</p>

(2) 知的財産権の譲渡及びライセンスに関する契約

契約書名	INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT (知的財産権の譲渡及びライセンスに係る契約)
契約先	Pfizer Inc. (米国)
契約締結日	平成20年6月30日
契約期間	平成20年6月30日から50年間
主な契約内容	<p>Pfizer Inc.は、探索段階及び開発段階の複数のプロジェクトに関して、知的財産権を当社に譲渡、又は知的財産権の使用を当社に許諾(再許諾する権利を含む)する。</p> <p>当社は、Pfizer Inc.に対し、及び下記「ZIPRASIDONE HCL / ZIPRASIDONE MESYLATE MARKETING RIGHTS AGREEMENT」の対価を支払う。</p> <p>上記の対象となった複数の化合物のうち特定の化合物に関して、当社はPfizer Inc.に対し、ロイヤルティを支払う。</p>

(注) 上記の対価については、平成20年7月14日に支払を完了しております。

契約書名	ZIPRASIDONE HCL / ZIPRASIDONE MESYLATE MARKETING RIGHTS AGREEMENT (ジプラシドン塩酸塩・ジプラシドンメシル酸塩の開発・販売権に係る契約)
契約先	Pfizer Inc. (米国)
契約締結日	平成20年6月30日
契約期間	平成20年6月30日から日本国内での販売終了まで
主な契約内容	<p>Pfizer Inc.は、当社にジプラシドン塩酸塩・ジプラシドンメシル酸塩の日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利並びに再許諾する権利を許諾し、当社は別途「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER &amp; LICENSE AGREEMENT」に定める対価を支払う。</p>

(注) ジプラシドン塩酸塩・ジプラシドンメシル酸塩の日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利は、平成23年3月14日付で一定の対価の受領と引き換えに、Meiji Seikaファルマ株式会社に再許諾しております。契約内容の詳細については、後述「(5) 権利の再許諾に関する契約 ライセンス契約」に記載のとおりであります。

(3) 権利の譲渡に関する契約

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	平成25年1月29日
主な契約内容	<p>当社は、株式会社AskAtに対して、EP4拮抗薬(RQ-00000007、grapiprant)に関するすべての知的財産権を譲渡する。</p> <p>本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00000007(grapiprant)により得た収益の一定料率をロイヤルティ収入として受領する。</p>

(注) 本契約の締結に関わらず、当社は平成22年12月27日付けでAratana Therapeutics, Inc.と締結した導出契約上の地位は株式会社AskAtに委譲しません。なお、Aratana Therapeutics, Inc.との当該導出契約の詳細については、後述「(4) 導出に関する契約 EP4拮抗薬(RQ-00000007、grapiprant)」の「EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000007(導出契約)」に記載のとおりであります。

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	平成25年1月29日
主な契約内容	当社は、株式会社AskAtに対して、EP4拮抗薬 (RQ-00000008) に関するすべての知的財産権を譲渡する。 本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00000008により得た収益の一定料率をロイヤルティ収入として受領する。

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	平成25年1月29日
主な契約内容	当社は、株式会社AskAtに対して、シクロオキシゲナーゼ-2 (COX-2) 阻害薬 (RQ-00317076) に関するすべての知的財産権、関連するデータ及び当該化合物原体を譲渡する。 本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00317076により得た収益の一定料率をロイヤルティ収入として受領する。

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	平成25年1月29日
主な契約内容	当社は、株式会社AskAtに対して、5-HT4部分作動薬 (RQ-00000009) に関するデータ及び研究に必要な化合物を譲渡する。 本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00000009により得た収益の一定料率をロイヤルティ収入として受領する。

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	平成27年11月1日
主な契約内容	当社は、株式会社AskAtに対して、CB2拮抗薬プロジェクトに関する全ての知的財産権及び関連するデータ並びに化合物原体を譲渡する。 本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtが当該プロジェクトにより得た収益の一定料をロイヤルティ収入として受領する。

(4) 導出に関する契約

EP4拮抗薬 (RQ-00000007、grapiprant)

本開発化合物は、Pfizer Inc.より譲渡を受けたものであり、当社が第三者に権利を導出する場合、導出によって得られる収益（契約一時金収入、マイルストーン収入及びロイヤルティ収入等）に一定の料率を乗じた金額をPfizer Inc.に支払う旨、平成20年6月30日付「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」で当社とPfizer Inc.との間で合意しております。なお、「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」の詳細については、前述「(2) 知的財産権の譲渡及びライセンスに関する契約」に記載のとおりであります。

契約書名	EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000007 (導出契約)
契約先	Aratana Therapeutics, Inc. (米国)
契約締結日	平成22年12月27日
契約期間	契約締結日から契約所定の条項により解除されるまで
主な契約内容	<p>当社は、Aratana Therapeutics, Inc.に対して、grapiprantの全世界における動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、既に保有する原薬及び製剤の一定量を、臨床試験用としてAratana Therapeutics, Inc.へ無償で供給する。</p> <p>当社は、上記及びの対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。</p>

(注) 当社は、当連結会計年度末現在、Aratana Therapeutics, Inc.の普通株式を保有しております。

グレリン受容体作動薬 (RQ-00000005、capromorelin)

契約書名	EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000005 (導出契約)
契約先	Aratana Therapeutics, Inc. (米国)
契約締結日	平成22年12月27日
契約期間	契約締結日から契約所定の条項により解除されるまで
主な契約内容	<p>当社は、Aratana Therapeutics, Inc.に対して、グレリン受容体作動薬capromorelinの全世界における動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、既に保有する原薬及び製剤の一定量を、臨床試験用としてAratana Therapeutics, Inc.に無償で供給する。</p> <p>当社は、上記及びの対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン及び製品販売高に応じたロイヤルティを受領する。</p>

(注) 当社は、当連結会計年度末現在、Aratana Therapeutics, Inc.の普通株式を保有しております。

カリウムイオン拮抗型アシッドブロッカー (RQ-00000004、tegoprazan及びRQ-00000774)

契約書名	LICENSE AGREEMENT (導出契約)
契約先	CJ HealthCare Corporation (韓国)
契約締結日	平成22年9月3日
契約期間	契約締結日からCJ HealthCare Corporationによる当社へのロイヤルティ支払い義務が終了するまで
主な契約内容	<p>当社は、CJ HealthCare Corporationに対して、tegoprazan及びRQ-00000774の韓国、中国（香港を含む）及び台湾地域におけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、CJ HealthCare Corporationにバックアップ化合物について、上記と同様の権利を保証するオプション権を許諾する。</p> <p>当社は、上記及びの対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン及び製品販売高に応じたロイヤルティを受領する。</p>

契約書名	LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000004 (CJ-12420) AND RQ-00000774 IN SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES ( 導出契約 )
契約先	CJ HealthCare Corporation ( 韓国 )
契約締結日	平成26年11月27日
契約期間	契約締結日からCJ HealthCare Corporationによる当社へのロイヤルティ支払い義務が終了するまで
主な契約内容	<p>当社は、CJ HealthCare Corporationに対して、tegoprazan及びRQ-00000774の東南アジアにおけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、CJ HealthCare Corporationにバックアップ化合物について、上記 と同様の権利を保證するオプション権を許諾する。</p> <p>当社は、上記 及び の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入及び製品販売高に応じたロイヤルティを受領する。</p>

契約書名	LICENSE AGREEMENT Of TEGOPRAZAN (RQ-00000004/CJ-12420) IN THE REST OF THE WORLD ( Tegoprazanに関するライセンス契約 )
契約先	CJ HealthCare Corporation ( 韓国 )
契約締結日	平成29年12月28日
契約期間	契約締結日からCJ HealthCare Corporationによる当社へのロイヤルティ支払い義務が終了するまで
主な契約内容	<p>当社は、CJ HealthCare Corporationに対して、tegoprazan の中南米、中東およびCIS加盟国におけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、上記対価として、本契約の締結に伴う契約一時金、および製品販売高に応じたロイヤルティを受領する。</p>

選択的ナトリウムチャネル遮断薬

契約書名	ライセンス契約
契約先	マルホ株式会社
契約締結日	平成29年12月25日
契約期間	契約締結日からマルホ株式会社による当社へのすべての支払い義務が終了するまで
主な契約内容	<p>当社は、マルホ株式会社に対して、選択的ナトリウムチャネル遮断薬の全世界における医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、上記対価として、本契約の締結に伴う契約一時金、および製品販売高に応じたロイヤルティを受領する。</p>

(5) 権利の再許諾に関する契約

契約書名	ライセンス契約 ( 再許諾契約 )
契約先	Meiji Seikaファルマ株式会社
契約締結日	平成23年 3月14日
契約期間	契約締結日から契約所定の状況による解約を除き、日本での販売を中止する日まで
主な契約内容	<p>当社は、Meiji Seikaファルマ株式会社に対して、「ZIPRASIDONE HCL / ZIPRASIDONE MESYLATE MARKETING RIGHTS AGREEMENT」によりPfizer Inc.より許諾を受けているジブラシドン塩酸塩・ジブラシドンメシル酸塩の日本における開発、販売及び製剤の製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、上記 の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン、および製品販売高に応じたロイヤルティを受領する。また、日本国内での医薬品販売高が一定金額を超えた場合には、インセンティブを受領する。</p>

(注) 上記 のマイルストーン収入及びロイヤルティ収入については、臨床試験の状況により増減される場合があります。

## (6) 共同研究に関する契約

契約書名	共同研究契約書
契約先	EAファーマ株式会社
契約締結日	平成24年10月31日
契約期間	契約締結日から30ヶ月(注)
主な契約内容	<p>当社は、EAファーマ株式会社と特定のイオンチャネルに対する活性を持つ化合物の探索に関する共同研究を実施する。</p> <p>共同研究の結果創出された化合物は、EAファーマ株式会社が開発及び販売を行う。</p> <p>当社は、上記の開始時の対価として本契約の締結に伴う契約一時金収入を、またの遂行の対価として研究援助金収入を受領する。また、共同研究の結果、創出された化合物の開発・承認・販売に応じたマイルストーン収入を受領する。</p> <p>当社は、製品の上市後、医薬品販売高の一定料率をロイヤルティ収入として受領する。</p>

(注) 本契約は平成29年4月30日で満了いたしました。なお、本共同研究の結果創出された化合物のEAファーマ株式会社における開発は継続しており、「主な契約内容」に記載の当社権利につきましては本契約終了後も引き続き存続いたします。

契約書名	共同研究契約書
契約先	旭化成ファーマ株式会社
契約締結日	平成28年1月1日
契約期間	平成28年1月1日から3年間
主な契約内容	<p>当社は、旭化成ファーマ株式会社と特定のイオンチャネルに対する活性を持つ開発候補化合物の探索に関する共同研究を実施する。</p> <p>当社は、上記の遂行の対価として研究助成金を受領する。また共同研究の結果開発候補化合物が創出された場合にその段階に応じて成功報酬を受領する。</p> <p>共同研究の結果開発候補化合物が創出された場合、旭化成ファーマ株式会社と当該開発候補化合物に関するライセンス契約を締結する。</p>

契約書名	Collaboration Agreement (共同研究契約)
契約先	XuanZhu Pharma Co., Ltd. (中国)
契約締結日	平成27年12月22日
契約期間	平成27年12月22日から3年間
主な契約内容	<p>当社は、XuanZhu Pharma Co., Ltd.と特定のイオンチャネルに対する活性を持つ化合物の探索に関する共同研究を実施する。</p> <p>当社は、上記の開始時の対価として本契約の締結に伴う契約一時金、およびの遂行の対価として研究助成金を受領する。</p> <p>共同研究の結果化合物が創出された場合、XuanZhu Pharma Co., Ltd.と当該化合物に関するライセンス契約を締結する。</p>



## 6【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動における当連結会計年度の研究開発費は、848百万円となりました。なお、当連結会計年度における主な研究開発の概況は、以下のとおりであります。

## (1) 自社の研究開発及び共同研究

## (探索段階)

炎症性疼痛及び神経障害性疼痛を主たる適応症としたナトリウムチャンネル遮断薬のプロジェクトでは、特性の異なる二つのプロジェクトを進めております。そのうち一つのプロジェクトでは、開発候補化合物の探索毒性試験が完了し、問題となる所見が認められないことを確認したことにより、平成29年12月にマルホ社とライセンス契約を締結することとなりました。今後は、マルホ社が本化合物を有効成分とする治療薬の開発を進めてまいります。もう一つのプロジェクトにおいては、複数のリード化合物を見出し、特性評価を開始しております。

製薬企業等との共同研究については以下のとおり実施しております。

会社名	開始月	内容
インタープロテイン株式会社	平成25年2月	疼痛領域における特定の蛋白質間相互作用を標的とした共同研究
XuanZhu Pharma Co.,Ltd.	平成27年12月	疼痛領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究
旭化成ファーマ株式会社	平成28年1月	疼痛領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究

## (前臨床開発段階)

## グレリン受容体作動薬 (RQ-00433412)

がんに伴う食欲不振/悪液質症候群を目標適応症として開発中の本化合物は、特性評価を完了し、次段階である前臨床開発試験に進むにあたって問題となる所見は認められておりません。

## TRPM8遮断薬 (RQ-00434739)

神経障害性疼痛(化学療法起因性冷アロディニア)を目標適応症として開発中の本化合物は、特性評価を完了し、次段階である前臨床開発試験に進むにあたって問題となる所見は認められておりません。

## モチリン受容体作動薬 (RQ-00201894)

胃不全麻痺、機能性胃腸症、術後イレウスを目標適応症として開発中の本化合物は、第 相臨床試験実施に必要な前臨床試験 (*in vivo*薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験 (GLP基準)、安全性薬理試験 (GLP基準)) が終了いたしました。現時点で次の臨床開発段階に進むにあたって問題となる所見は認められておりません。

## (臨床開発段階)

5-HT<sup>4</sup>部分作動薬 (RQ-00000010)

胃不全麻痺、機能性胃腸症、慢性便秘を目標適応症として開発中の本化合物は、共同研究先であるヴァージニア・コモンウェルス大学 パーキンソン病・運動障害疾患センター(米国、Virginia Commonwealth University, Parkinson's and Movement Disorders Center、以下「VCU」)による医師主導治験が平成28年8月から開始されました。本試験につきましては、VCUがマイケル・J・フォックス財団パーキンソン病研究機関から研究助成金を受けて、パーキンソン病患者における合併症である胃不全麻痺に対する安全性と有効性の検討を目的とする臨床研究として進められています。

## カリウムイオン競合型アシッドブロッカー (RQ-00000004、tegoprazan)

胃食道逆流症 (RE/NERD) を目標適応症として開発中の本化合物は、米国に引き続き、日本での第 相臨床試験を終了しています。開発が進んでいる韓国の臨床試験データも活用して、導出に向けて引き続き協議を進めてまいります。

5-HT<sup>2B</sup>拮抗薬 (RQ-00310941)

下痢型過敏性腸症候群 (IBS-D) を目標適応症として開発中の本化合物は、本化合物を初めてヒトに投与する第 相臨床試験 (健康成人及び患者を対象) を平成27年7月に英国で開始し、被験者への投与は終了しました。現在データの解析作業を実施中でありす。

(2) 導出先の開発状況

カリウムイオン競合型アシッドブロッカー（RQ-00000004、tegoprazan）

胃食道逆流症（RE/NERD）を主目標適応症としてCJ社（韓国）で開発中の本化合物は、平成29年8月にMFDSへの承認申請がCJ社（韓国）によって行われました。今後、新薬許可の手続きを経て、薬価収載後、平成30年12月に発売される予定です。中国での開発も順調に進められている他、平成29年12月に当社とCJ社（韓国）との間で権利地域をメキシコ、ブラジルなどの中南米、ロシアを含む東欧圏諸国、及びアラブ、イスラエルなどの中東地域（ROW: Rest Of World）に拡大する契約を締結いたしました。

セロトニン5-HT<sup>2A</sup>およびドパミンD<sup>2</sup>受容体遮断薬（ziprasidone）

統合失調症治療薬としてMeiji Seikaファルマ株式会社で開発中の本化合物は、日本において第 相臨床試験を実施中です。本剤は、米国ファイザー社によって75ヶ国で販売されており、米国の治療ガイドラインには第一選択薬として収載されています。

EP4拮抗薬（Galliprant<sup>®</sup>、RQ-00000007、AT-001、grapiprant）

ペットの疼痛治療薬として導出先であるアラタナ社（米国）にて開発を行った本化合物は、アラタナ社（米国）及びエランコ社（米国）により平成29年1月に米国にて販売を開始しました。欧州では欧州医薬品庁（EMA：European Medicines Agency）に販売承認申請中で、平成30年の承認取得を見込んでおります。

グレリン受容体作動薬（Entyce<sup>®</sup>、RQ-00000005、AT-002、capromorelin）

ペットの食欲不振治療薬としてアラタナ社（米国）にて開発を行った本化合物は、アラタナ社（米国）により平成29年10月に販売を開始しました。

またアラタナ社（米国）は、本剤についてネコを対象とした食欲不振治療薬としても開発を進めており、平成28年12月にネコにおける長期毒性試験を開始しました。

EP4拮抗薬（RQ-00000007、AAT-007、grapiprant）

株式会社AskAt（以下「AskAt社」）のライセンス先で現在、臨床試験実施のための準備が進められております。

シクロオキシゲナーゼ - 2（COX-2）阻害薬（RQ-00317076、AAT-076）

AskAt社のライセンス先で現在、臨床試験実施のための準備が進められております。

選択的ナトリウムチャンネル遮断薬

本化合物は、平成29年12月にマルホ社に導出したしました。今後は、マルホ社にて開発が進められます。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産及び負債、会計期間における収益及び費用について会計上の見積りを必要としております。この見積りに関しては、過去の実績、適切な仮定に基づいて合理的に計算しておりますが、実際の結果と相違する場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

事業収益は、アラタナ社（米国）とのライセンス契約に伴うマイルストーン収入のほか、共同研究契約締結に伴う契約一時金、共同研究に係る研究協力金収入を計上し、1,419百万円となりました。

事業費用は、1,569百万円となりました。主な内訳は、研究開発費は848百万円、その他の販売費及び一般管理費は571百万円であります。研究開発費の主な内訳は、給与手当が296百万円、産学共同研究費が162百万円、臨床研究費が65百万円、委託研究開発費が28百万円、減価償却費が76百万円であります。

その他の販売費及び一般管理費の主な内訳は、給与手当が156百万円、業務委託費が148百万円、特許維持費73百万円であります。

以上の結果、営業損失は150百万円、経常損失は80百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は58百万円となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは研究開発型の創薬企業であり、開発化合物の導出による契約一時金収入、研究開発の進捗に応じたマイルストーン収入、医薬品の上市後において医薬品販売高に応じたロイヤルティ収入等の対価を受領することにより収益を得る契約形態を採用しております。しかしながら、医薬品が上市され、経常的なロイヤルティ収入が発生する以前の段階では、長期的かつ安定的な収益ではなく、開発化合物の導出に伴う契約一時金収入、あるいは開発の進捗に基づくマイルストーン収入に頼るため、導出交渉及び開発の成否が全体の事業収益に大きな影響を与える可能性があります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、期首に比べ1,229百万円増加し、2,473百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、307百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失59百万円及び減価償却費85百万円のほか、利息及び配当金の受取額40百万円、売上債権の増加380百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得した資金は、533百万円となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入340百万円及び投資有価証券の売却による収入1,096百万円のほか、投資有価証券の取得による支出719百万円及び有価証券の取得による支出110百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による獲得した資金は、1,007百万円となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入996百万円によるものであります。

### 第3【設備の状況】

当社グループは、単一セグメントであるため、セグメントの情報は記載していません。

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は45百万円であり、その主なものは、研究開発に使用する分析装置の老朽化に伴う更新による取得42百万円であります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成29年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (名古屋市中村区)	事務所	4,161	3,828	2,141	10,131	19 ( 3 )
創薬研究部門 (名古屋市中村区)	研究設備	95,382	111,318	2,241	208,943	36 ( 4 )

(注) 1. 上記金額には、消費税等を含んでおりません。

2. 従業員数の( )は、臨時従業員数(アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員)の年間の平均人員を外数で記載しております。

##### (2) 国内子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,068,800
計	37,068,800

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年3月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,295,236	20,339,003	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数100株
計	20,295,236	20,339,003	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成30年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

## 第3回新株予約権（平成20年9月5日A種優先株主による種類株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	145(注)1	76(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,000 (注)2、3、7	30,400 (注)2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,275(注)4、7	同左
新株予約権の行使期間	平成22年10月16日から平成30年 7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,275 資本組入額 638 (注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定は できない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)6	同左

- (注)1. 株主総会により発行を決議した新株予約権の数は250個であり、平成20年9月26日開催の取締役会において上記条件の新株予約権195個の付与を決議しております。なお、退職等により権利を喪失した個数を減じて記載しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
3. 新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数の調整方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額(新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額)の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
- 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式分割により普通株式を発行する場合  
調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。
- 当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 上記 から の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 から に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により} \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
- 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
- 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のための行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (5) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、当社と締結した契約に違反したとき、法令違反を犯したとき、降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日から平成30年7月31日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等  
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
  - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。
7. 平成22年12月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年1月28日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。

第5回新株予約権（平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	171(注)1	138(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	68,229 (注)2、3、7	55,062 (注)2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,288(注)4、7	同左
新株予約権の行使期間	平成23年9月1日から平成31年7月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,288 資本組入額 644 (注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注)1. 株主総会により発行を決議した新株予約権の数は273個であり、平成21年8月28日開催の取締役会において上記条件の新株予約権248個の付与を決議しております。なお、退職等により権利を喪失した個数を減じて記載しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1円未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。



- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{調整前行使価額}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記からの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記からに関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

- この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。  
株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開(当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。)の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続はこれを認めない。

- (5) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、当社と締結した契約に違反したとき、法令違反を犯したとき、降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。
- 但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日から平成31年7月27日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等  
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。
7. 平成22年12月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年1月28日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。

## 第7回新株予約権（平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	20(注)1	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,980 (注)2、3、7	7,980 (注)2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,288(注)4、7	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月12日から平成31年7月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,288 資本組入額 644 (注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 株主総会により発行を決議した新株予約権の数は273個であり、平成22年6月10日開催の取締役会において上記条件の新株予約権20個の付与を決議しております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1 株であります。但し、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、下記 3 により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1 株当たり調整前行使価額}}{\text{1 株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記 (1) の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記 (2) 又は下記 (4) による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記 (2) に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1 株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分に付き株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 から の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 から に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記 (2) の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。

株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開(当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。)の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (5) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、当社と締結した契約に違反したとき、法令違反を犯したとき、降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。
- 但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数  
組織再編行為の条件等を助案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を助案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日から平成31年7月27日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等  
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。
7. 平成22年12月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年1月28日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。

#### 第9回新株予約権(平成26年3月14日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	36,000(注)1	33,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000(注)2、3	33,000(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	596(注)4	同左

区分	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の行使期間	平成28年3月15日から平成36年3月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 596 資本組入額 298	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 取締役会により発行を決議した新株予約権の数は39,000個であり、平成26年3月14日開催の取締役会において上記条件の新株予約権39,000個の付与を決議しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額(新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額)の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 から の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 から に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}} \times \text{調整後行使価額}$$

- (3) この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。  
行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。  
株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 新株予約権者が本行使期間到来前に当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、当社と締結した契約に違反したとき、法令違反を犯したとき、降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。  
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。  
但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日から平成36年3月14日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等  
 上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。

## 第12回新株予約権（平成28年3月11日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	25,000(注)1	24,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000(注)2、3	24,000(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	376(注)4	同左
新株予約権の行使期間	平成30年3月26日から平成38年3月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 376 資本組入額 188	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については当社取締役会の承認を要す。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注)1. 取締役会により発行を決議した新株予約権の数は25,000個であり、平成28年3月11日開催の取締役会において上記条件の新株予約権25,000個の付与を決議しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額(新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額)の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 から の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 から に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}} \times \text{調整後行使価額}$$

- (3) この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。  
行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。  
株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

#### 5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 新株予約権者が本行使期間到来前に当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、当社と締結した契約に違反したとき、法令違反を犯したとき、降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式  
再編対象会社の普通株式とする。



- (3) 新株予約権の目的である株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日から平成38年3月25日(同日が再編対象会社の休業日にあたる場合には、その直前日)までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等  
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
本新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要す。

## 第13回新株予約権(平成29年4月14日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	200(注)1	200(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注)2	20,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	440(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成29年5月8日から平成39年5月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 440 資本組入額 220	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については当社取締役会の承認を要す。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注)1. 取締役会により発行を決議した新株予約権の数は600個であり、平成29年4月14日開催の取締役会において上記条件の新株予約権600個の付与を決議しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。  
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率  
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。  
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。  
なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

但し、下記4（1）に抵触し、当社が行使指示をした場合、行使価額は60%に修正される。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 割当日から平成34年5月7日までの間に、下記 の条件に抵触しない限り、新株予約権者は自由に権利を行使する事が出来る。また、平成34年5月8日から行使期間の終期までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使は出来ないものとする。但し、下記 のいずれかの条件に抵触した場合、抵触した条件が優先され、抵触しなかった条件は消滅するものとする。

割当日から平成34年5月7日までの間で、東京証券取引所本則市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価額の200%を上回る事。

上記条件に抵触した場合、新株予約権者は残存する全ての新株予約権について、その全てを行使価額にて行使しなければならない。

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間で、東京証券取引所本則市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価額の60%を下回る事。

上記条件に抵触した場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価額の60%で行使させる事が出来る。但し、当社が行使を指示する事が出来るのは、当該時点以降、行使期間の終期までの場合において、東京証券取引所本則市場における当社株式の普通取引の終値が行使価額の60%を下回っている場合に限る。

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。  
 (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
 (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。  
 (2) 新株予約権の目的である株式  
 再編対象会社の普通株式とする。  
 (3) 新株予約権の目的である株式の数  
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。  
 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。  
 (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。  
 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から、 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。  
 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。  
 (8) その他新株予約権の行使の条件  
 上記4に準じて決定する。  
 (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
 (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第14回新株予約権（平成29年9月21日取締役会決議）

	第4四半期会計期間 (平成29年10月1日から 平成29年12月31日まで)	第10期 (平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	1,000	1,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,000,000	1,000,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	967.51	967.51
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	967,508	967,508
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	1,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	1,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	967.51
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	967,508

(注) 第14回新株予約権は、平成29年10月16日に全ての権利行使が完了しております。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年1月1日～ 平成25年12月31日 (注)1	普通株式 290,000	普通株式 13,557,200	138,062	8,627,912	138,062	3,911,912
平成26年1月1日～ 平成26年12月31日 (注)1	普通株式 1,300,000	普通株式 14,857,200	324,455	8,952,367	324,455	4,236,367
平成27年1月1日～ 平成27年12月31日 (注)1	普通株式 3,910,000	普通株式 18,767,200	853,858	9,806,225	853,858	5,090,225
平成28年5月1日 (注)2	普通株式 -	普通株式 18,767,200	7,568,637	2,237,588	2,852,637	2,237,588
平成29年2月3日 (注)3	普通株式 479,250	普通株式 19,246,450	-	2,237,588	189,783	2,427,371
平成29年2月4日～ 平成29年12月31日 (注)1	普通株式 1,048,786	普通株式 20,295,236	503,661	2,741,249	503,661	2,931,032

- (注) 1. 新株予約権の行使によるものであります。  
2. 資本金及び資本準備金の減少は、欠損てん補によるものであります。  
3. テムリック株式会社との株式交換によるものであります。  
発行価格 396円  
資本組入額 0円  
4. 平成30年1月1日から平成30年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が43,767株、資本金及び資本準備金がそれぞれ27,441千円増加しております。

## (6) 【所有者別状況】

平成29年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	26	73	28	14	12,704	12,847	-
所有株式数 (単元)	-	5,726	13,747	11,556	12,402	188	159,298	202,917	3,536
所有株式数の 割合(%)	-	2.82	6.77	5.69	6.11	0.09	78.50	100.00	-

(注) 自己株式50株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
柿沼 佑一	さいたま市中央区	1,001,100	4.93
ファイザー株式会社	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	743,000	3.66
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	572,100	2.82
宮澤 一史	東京都豊島区	500,000	2.46
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	437,600	2.16
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1品川イン ターシティA棟)	281,360	1.39
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	278,900	1.37
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人 パークレイズ証券株 式会社)	1 CHURCHILL PLACE CANARY WHARF LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都港区6丁目10番1号)	258,400	1.27
浴本 久雄	東京都北区	223,800	1.10
大林 剛	東京都江戸川区	220,000	1.08
計		4,516,260	22.25

(注) 前事業年度末において主要株主であったCIP V JAPAN LIMITED PARTNERSHIP INCORPORATEDは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,291,700	202,917	
単元未満株式	普通株式 3,536		
発行済株式総数	20,295,236		
総株主の議決権		202,917	

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
計					

(注) 単元未満株式の買取請求により、当連結会計年度末現在の自己株式数は、50株となっています。

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社役員及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議されたものは、以下のとおりであります。

## 第3回新株予約権（平成20年9月5日A種優先株主による種類株主総会決議）

決議年月日	平成20年9月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 58
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）権利行使及び役員・従業員の異動・退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員15名、当社元監査役1名、当社元従業員7名であります。

## 第5回新株予約権（平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

決議年月日	平成21年7月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 3 当社従業員 66
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）権利行使及び役員・従業員の異動・退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員22名、当社元従業員9名であります。

第7回新株予約権（平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

決議年月日	平成21年7月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名であります。

第9回新株予約権（平成26年3月14日取締役会決議）

決議年月日	平成26年3月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 2 当社従業員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員8名、当社元従業員2名であります。

第12回新株予約権（平成28年3月11日取締役会決議）

決議年月日	平成28年3月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 2 当社従業員 48
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、執行役員1名、当社従業員44名、元従業員1名であります。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条7号による普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	50	21,650
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成30年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式数は含めておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	50	-	50	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式数は含めておりません。

## 3【配当政策】

当社は設立以来、当期純損失を計上しており、今後も引き続き研究開発活動に対する投資を先行していく必要があることから、当面は配当を予定しておりません。

しかし、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しており、将来において安定的な収益の獲得が可能となった場合には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を考慮した上で、利益配当についても検討してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。



#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
最高(円)	2,042	812	774	654	2,350
最低(円)	345	417	316	240	395

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

##### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,908	1,651	1,440	1,195	1,240	2,350
最低(円)	1,054	1,093	967	1,028	1,034	962

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

## 5【役員の状況】

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役		谷 直樹	昭和23年3月23日生	昭和48年4月 藤沢薬品工業(株)(現アステラス製薬(株)) 入社 昭和60年7月 同社 企画室ライセンス担当 平成12年7月 同社 グローバル経営戦略本部 ライセンス部長 平成18年4月 奈良先端科学技術大学 TLO部特任教授 平成22年4月 当社 入社 当社 執行役員 平成22年10月 当社 取締役 平成23年4月 当社 常務執行役員 平成24年8月 当社 代表取締役(現任) 平成29年4月 テムリック(株) 代表取締役(現任)	(注)2	20,000
取締役		青木 初夫	昭和11年4月8日生	昭和35年4月 藤沢薬品工業(株)(現アステラス製薬(株)) 入社 昭和63年6月 同社 取締役 平成5年1月 同社 常務取締役 Fujisawa USA, Inc. Chairman & CEO 平成7年6月 同社 代表取締役専務取締役 平成11年6月 同社 代表取締役社長 平成17年4月 同社 代表取締役会長 平成18年6月 同社 代表取締役共同会長 平成20年6月 同社 相談役 平成22年6月 同社 アドバイザー 平成23年8月 当社 顧問 平成24年3月 株式会社C x Oアドバイザーズ 取締役 当社 取締役(現任) 平成29年6月 リンドファーマ(株) 取締役(現任)	(注)2	-
取締役		河田 喜一郎	昭和35年10月26日生	昭和59年4月 株式会社上組 入社 平成元年1月 トウシュ・ロス会計事務所 入所 平成2年9月 デロイト&トウシュLLP 入所 平成5年8月 米国公認会計士登録 (カリフォルニア州) 平成7年9月 同法人 マネジャー(国際税務) 平成7年11月 米国日本通運(株) 財務部 入社 同社 シニア・マネジャー 平成13年9月 監査法人トーマツ CF部門 入所 同法人 マネジャー 平成15年10月 同法人 シニア・マネジャー 平成16年10月 株式会社産業再生機構 入社 同社 マネジャー 平成17年5月 デロイトトーマツFAS(株) FA部門 入社 同社 シニア・ヴァイスプレジデント 平成21年3月 当社 入社 執行役員(監査室長) 平成23年9月 当社 執行役員(経営企画担当) 平成24年3月 当社 常務執行役員 平成28年3月 当社 取締役 兼 専務執行役員 (CFO、財務・経営企画担当、 研究企画調整担当)(現任) 平成29年4月 テムリック(株) 取締役(現任)	(注)2	7,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		渡邊 修造	昭和42年5月15日生	平成4年4月 ファイザー製薬(株)(現ファイザー(株))入社 平成17年4月 同社 中央研究所 生物科学研究統括部 主任研究員 平成18年12月 同社 中央研究所 生物科学研究統括部 主幹研究員 平成20年7月 当社 入社 平成24年10月 当社 執行役員(創薬研究担当) 平成28年3月 当社 取締役 兼 常務執行役員 (創薬研究担当)(現任) 平成29年4月 テムリック(株) 取締役(現任)	(注)2	24,800
取締役 (監査等委員)		牧 真之介	昭和46年12月2日生	平成9年10月 朝日監査法人(現あずさ監査法人) 入所 平成14年10月 オリックス(株) 入社 平成18年10月 牧真之介公認会計士事務所 代表 (現任) 平成18年11月 エイ・エム・コンサルタンツ(株) (現会計法人MSPGコンサルティング(株)) 取締役(現任) 平成19年2月 牧税理士法人 (現税理士法人MSパートナーズ) 代表社員(現任) 平成19年6月 クラフト(株) 社外監査役 (株)EMシステムズ 社外監査役 平成22年3月 エイ・エム・コンサルタンツ(株) (現会計法人MSPGコンサルティング(株)) 代表取締役社長(現任) 平成23年6月 クラフト本社(株) 社外監査役(現任) 平成26年3月 クラフトホールディングス(株) 社外監査役 (現任) 平成28年3月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 平成28年4月 (株)鹿児島プロスポーツプロジェクト 監査役(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)		縣 久二	昭和25年9月16日生	昭和49年4月 野村證券(株) 入社 昭和56年3月 日本合同ファイナンス(株)(現(株)ジャフコ) 入社 平成9年6月 同社 取締役 平成14年5月 同社 常務取締役 平成20年1月 響きパートナーズ(株) 代表取締役会長 平成20年6月 太陽誘電(株) 取締役(現任) 平成20年9月 響きパートナーズ(株) 特別顧問(現任) 平成22年3月 テムリック株式会社 監査役 当社 監査役 平成28年3月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 平成28年7月 七十七キャピタル(株) 社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)		野元 学二	昭和42年4月2日生	平成7年4月 三井安田法律事務所 入所 平成10年3月 大西昭一郎法律事務所 入所 平成13年11月 Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP Tokyo Office 入社 平成26年7月 和田法律事務所 入所 平成27年7月 レックスウェル法律特許事務所 入所 (現任) 平成28年3月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計						52,100

- (注) 1. 取締役青木初夫氏、牧真之介氏、縣久二氏及び野元学二氏は、社外取締役であります。
2. 平成30年3月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
3. 平成30年3月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
山上 大介	昭和21年11月24日生	昭和50年11月 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 東京事務所入所 昭和56年9月 公認会計士登録 昭和59年11月 トウウシュ・ロス会計事務所 (トロント市、等松・青木監査法人提 携先)へ派遣 昭和63年3月 等松・青木監査法人ニューヨーク事務所勤務 (平成5年帰国、東京事務所勤務) 平成2年7月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 社員登録 平成12年8月 山上公認会計士事務所開設(現任) 平成13年3月 ㈱小田原エンジニアリング 監査役 (現任) 平成13年6月 日本特殊塗料㈱ 監査役 平成15年8月 宝印刷㈱ 監査役(現任) 平成21年11月 当社 一時監査役 平成27年3月 ローヤル電機㈱ 社外監査役(現任)	(注)	-

(注) 補欠取締役(監査等委員)の任期は、就任した時から退任した取締役(監査等委員)の任期の満了の時までであります。

5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下の計3名であります。

地位	氏名	担当
専務執行役員	河田 喜一郎	財務・経営企画部門
常務執行役員	渡邊 修造	創薬研究部門
執行役員	高松 康浩	人事・総務統括部

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業活動を支える様々なステークホルダーの利益を重視しており、これに応えるべく、企業価値を向上し、社会的信頼に応える上でコーポレート・ガバナンスの充実は重要であると認識しております。

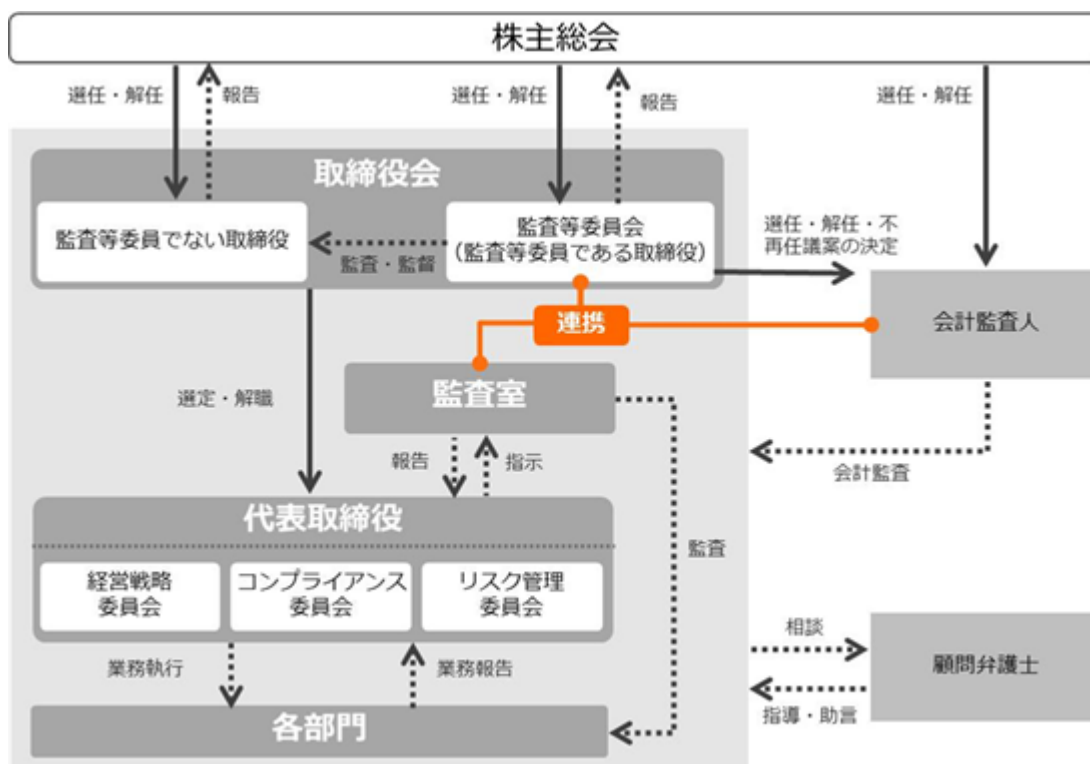
経営体制を強化し、迅速な意思決定を行うとともに、説明責任を持って、透明性、公正性の高い組織体制を構築、維持することは、健全な経営に必要な不可欠であると認識し、以下の体制整備、内部統制を実施しております。

また、今後もその時点で当社に最もふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を検討し、継続的に整備・構築していく所存であります。

企業統治の体制

#### (A) 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、会社の機関として取締役会、監査等委員会及び監査室を設置しております。取締役会は、7名の取締役（うち、社外取締役4名）で構成されており、また、経営と執行の分離及び執行機能の強化・活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。



#### (取締役会)

取締役会は、定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当社の経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告を行っております。取締役会の経営監視機能を強化するため、当社の取締役7名のうち4名が社外取締役であり、製薬業界及び企業経営に精通した人材を登用しております。

#### (監査等委員会)

監査等委員会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社の監査等委員会は3名で構成され、ベンチャー企業の育成に精通した人材や、弁護士、税理士・公認会計士を登用することで、監査体制の充実と監査業務の独立性・透明性の確保に努めております。監査等委員会は、取締役会にて監査活動結果報告を適宜行います。さらに、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、取締役の職務の執行を監査します。

(経営戦略委員会)

経営戦略委員会は、代表取締役及び執行役員で構成されており、主として、代表取締役の業務執行の諮問機関として、また、経営課題の実務的な協議の場として、定例経営戦略委員会を毎週1回、また必要に応じて臨時経営戦略委員会を開催し、経営の迅速かつ適正な意思決定を支えています。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、代表取締役、執行役員、人事部長、監査室長及び法務部長で構成されており、「コンプライアンス規程」を定め、原則として、半年に1回の定例会議を開催しております。当委員会は、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス・プログラムの策定及び維持、当社の法令遵守状況の監視、取締役及び従業員に対するコンプライアンス教育・研修の実施を主な活動内容としております。

今後は、事業全体に影響度の高いインサイダー取引も含めた情報管理に関する継続教育の実施とともに、企業倫理や社会的規範への関心を高める啓蒙活動も行っております。

(リスク管理委員会)

リスク管理委員会は、代表取締役及び執行役員で構成されており、「リスク管理規程」を定め、原則として、半年に1回の定例会議を開催しております。当委員会では、コンプライアンスリスク、風評リスク、オペレーショナルリスク、災害リスク及びその他のリスクを想定しており、それらのリスクに対する評価、対応、管理、情報伝達等を活動内容としております。

今後は、影響度の高いリスクに対する対応策を検討し、想定し得るすべてのリスクの軽減に努めてまいります。

(B) 当該体制を採用する理由

当社は上記のように取締役7名のうち4名は社外取締役であり、取締役会に出席し、積極的に意見を述べているほか、監査等委員会による計画的かつ網羅的な監査が実施されております。当社の事業規模、組織規模におきましては、監査等委員会設置により経営監視の機能を十分に果たしていると考えているため、現状の体制を採用しております。

(C) その他企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

内部統制システムにおいて、内部監査は重要な役割であると認識しており、代表取締役直属の独立部署である監査室が、監査等委員会及び会計監査人との連携のもと、計画的な内部監査を全部署に対して実施しております。また、当社は、「職務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等の社内規程を制定し、役職員の権限と責任の所在を明確にし、内部統制システムを有効に機能させる体制を整備しております。なお、社内規程については、必要に応じて適宜改正を行っております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業活動において生じる重要なリスクについて、リスク管理委員会を中心として、関係部署及び監査室でリスクの分析を行い、必要に応じて外部の専門家に相談した上で、取締役会、リスク管理委員会等で審議し、その対応策の決定を行っております。

また、当社は、法律事務所と顧問契約を締結し、日常発生する法律問題全般に関して、助言及び指導を受けております。

・提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、当社の取締役を子会社の取締役として配置し、子会社の業務執行の監視・監督を行う他、「子会社管理規程」を制定し、職務執行に係る重要な事項の承認及び報告を義務付ける等、指導、監督を行っております。また、当社監査室による子会社への内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告し、監査室は必要に応じて内部統制に係る改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。

(D) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する額としております。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

内部監査については、代表取締役直属の部署である監査室（監査室の構成員は監査室長1名）が、全部署に対する監査を実施しております。監査室は、年間監査計画に基づいて監査を行い、内部監査の結果を取りまとめた報告書を代表取締役に提出しております。また、被監査部門に対しては、当該報告書を提出するとともに、改善の指示を行っております。被監査部門は、改善要請のあった事項について、通知後遅滞なく改善指示に対する回答書を作成し、内部監査の結果を業務改善に反映しております。

監査等委員会の監査活動については、監査計画に基づいた業務監査及び会計監査を実施し、その結果を取締役会において報告しております。当社では、監査等委員会、監査室及び会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、監査等委員会は、内部監査の実施結果の報告を受けるなど、監査室との情報交換を密に行い、また、会計監査人とは監査及び四半期計画、期末決算の会計監査結果及び四半期決算毎のレビュー結果の報告を受けるなど、業務遂行時における健全化、効率化及び実効性の向上に努めております。

会計監査の状況

当社は、会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任し、監査業務を委嘱しております。継続して公正不偏の立場から監査業務が遂行できるよう環境を整え、公正かつ適切な経営情報及び財務情報の提供に努めております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、江戸川泰路、都成哲であり、当社に対する継続監査年数はいずれも7年以内であります。当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他5名であります。

社外取締役

当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の重要な会議へ出席し、豊富な経験と幅広い識見又は専門的見地から、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

なお、社外取締役は取締役会等において、業務執行の報告を受けるとともに、監査等委員は「内部監査及び監査等委員会監査の状況」に記載のとおり、監査室、会計監査人、内部統制部門との連携及び監査を通じて、客観的立場から業務執行の状況の監督や経営監視機能を果たしております。

また、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

役員報酬等

(A) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	14,800	14,800	-	-	-	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	20,220	20,220	-	-	-	4

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(B) 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(C) 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(D) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

(A) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
 1 銘柄 61,300千円

(B) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
 前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
Aratana Therapeutics, Inc. (米国)	103,088	86,252	取引関係維持強化のため

(注) Aratana Therapeutics, Inc.は、米国のナスダック市場に上場しております。

当連結会計年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
Aratana Therapeutics, Inc. (米国)	103,088	61,300	取引関係維持強化のため

(注) Aratana Therapeutics, Inc.は、米国のナスダック市場に上場しております。

(C) 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額  
 該当事項はありません。

(D) 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額  
 該当事項はありません。

(E) 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額  
 該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できる環境の整備を目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。



中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元の実施に対応するため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日とした中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

提出会社

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
18,000	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,500	-
連結子会社	-	-
計	22,500	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、監査人員数、監査日数、当社の規模・業務の特性等を勘案したうえで決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当連結会計年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っていません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成29年12月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,268,024
売掛金	448,738
有価証券	328,957
貯蔵品	5,153
前渡金	189,743
前払費用	62,150
その他	19,631
流動資産合計	3,322,398
固定資産	
有形固定資産	
建物	142,462
工具、器具及び備品	488,193
減価償却累計額	414,975
有形固定資産合計	215,680
無形固定資産	
商標権	4,945
ソフトウェア	4,383
その他	626
無形固定資産合計	9,955
投資その他の資産	
投資有価証券	1,503,443
長期前払費用	2,126
その他	10,584
投資その他の資産合計	1,516,154
固定資産合計	1,741,790
資産合計	5,064,188

(単位：千円)

当連結会計年度  
(平成29年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	1,984
未払金	63,365
未払費用	43,997
未払法人税等	20,691
未払消費税等	13,907
前受金	1,101
預り金	3,716
流動負債合計	148,763
固定負債	
資産除去債務	11,743
繰延税金負債	15,730
固定負債合計	27,474
負債合計	176,237
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,741,249
資本剰余金	2,931,032
利益剰余金	785,652
自己株式	21
株主資本合計	4,886,607
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	15,826
その他の包括利益累計額合計	15,826
新株予約権	17,168
純資産合計	4,887,950
負債純資産合計	5,064,188

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
事業収益	1,419,195
事業費用	
事業原価	149,534
研究開発費	1,848,516
その他の販売費及び一般管理費	2,571,555
事業費用合計	1,569,607
営業損失( )	150,411
営業外収益	
受取利息	3,541
有価証券利息	35,271
為替差益	700
補助金収入	44,072
その他	1,078
営業外収益合計	84,665
営業外費用	
株式交付費	12,919
複合金融商品評価損	1,810
その他	100
営業外費用合計	14,829
経常損失( )	80,575
特別利益	
投資有価証券売却益	17,647
負ののれん発生益	3,278
特別利益合計	20,926
特別損失	
投資有価証券売却損	199
特別損失合計	199
税金等調整前当期純損失( )	59,848
法人税、住民税及び事業税	2,982
法人税等調整額	4,707
法人税等合計	1,725
当期純損失( )	58,122
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純損失( )	58,122

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
当期純損失( )	58,122
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	42,010
その他の包括利益合計	42,010
包括利益	100,132
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	100,132
非支配株主に係る包括利益	-

## 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,237,588	2,237,588	727,530	-	3,747,646
当期変動額					
株式交換による増加		189,783			189,783
新株の発行	503,661	503,661			1,007,322
自己株式の取得				21	21
親会社株主に帰属する当期純損失（ <small>△</small> ）			58,122		58,122
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	503,661	693,444	58,122	21	1,138,961
当期末残高	2,741,249	2,931,032	785,652	21	4,886,607

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	26,183	26,183	14,785	3,788,615
当期変動額				
株式交換による増加				189,783
新株の発行				1,007,322
自己株式の取得				21
親会社株主に帰属する当期純損失（ <small>△</small> ）				58,122
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42,010	42,010	2,383	39,626
当期変動額合計	42,010	42,010	2,383	1,099,335
当期末残高	15,826	15,826	17,168	4,887,950

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純損失( )	59,848
減価償却費	85,785
受取利息	3,541
有価証券利息	35,271
為替差損益( は益)	7,463
補助金収入	44,072
複合金融商品評価損益( は益)	1,810
負ののれん発生益	3,278
投資有価証券売却損益( は益)	17,448
売上債権の増減額( は増加)	380,972
たな卸資産の増減額( は増加)	1,972
仕入債務の増減額( は減少)	1,984
前渡金の増減額( は増加)	15,493
前払費用の増減額( は増加)	6,282
未払金の増減額( は減少)	19,930
未収消費税等の増減額( は増加)	18,123
その他	48,144
小計	389,870
利息及び配当金の受取額	40,659
補助金の受取額	44,072
法人税等の支払額	2,296
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>307,434</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の払戻による収入	340,462
有価証券の取得による支出	110,049
有形固定資産の取得による支出	87,509
無形固定資産の取得による支出	940
投資有価証券の取得による支出	719,750
投資有価証券の売却による収入	1,096,847
投資有価証券の償還による収入	15,000
その他	259
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>533,800</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
新株予約権の行使による株式の発行による収入	996,382
新株予約権の発行による収入	10,960
自己株式の取得による支出	21
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,007,321</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,260
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,229,426
現金及び現金同等物の期首残高	1,244,490
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,473,916

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 テムリック株式会社

当連結会計年度より、テムリック株式会社との株式交換により同社を連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

i) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

) 其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。但し、外貨建其他有価証券は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

但し、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～6年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

長期前払費用

定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。



(連結損益計算書関係)

1 研究開発費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
給与手当	296,943千円
産学共同研究費	162,632
減価償却費	76,216
臨床研究費	65,149
委託研究開発費	28,125

2 その他の販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
給与手当	156,070千円
業務委託費	148,608
特許維持費	73,635
減価償却費	8,219

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	37,873千円
組替調整額	17,448
税効果調整前	55,322
税効果額	13,311
その他有価証券評価差額金	42,010
その他の包括利益合計	42,010

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	18,767,200	1,528,036	-	20,295,236
合計	18,767,200	1,528,036	-	20,295,236
自己株式				
普通株式(注)2	-	50	-	50
合計	-	50	-	50

(注)1. 発行済株式の総数の増加1,528,036株の内訳は、以下のとおりであります。

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加 1,048,786株

株式交換に伴う新株発行による増加 479,250株

2. 自己株式の普通株式の増加50株は、単元未満株式買取請求による自己株式の取得50株であります。

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第3回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権) (注)1、2	-	-	-	-	-	-
	第5回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権) (注)1、2	-	-	-	-	-	-
	第7回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権) (注)1、2	-	-	-	-	-	-
	第9回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権) (注)1	-	-	-	-	-	11,340
	第12回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権) (注)1	-	-	-	-	-	5,808
	第13回新株予約権 (注)3、4	普通株式	-	60,000	40,000	20,000	20
	第14回新株予約権 (注)5、6	普通株式	-	1,000,000	1,000,000	-	-
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	17,168

- (注) 1. 新株予約権がストック・オプションとして付与されている場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、記載しておりません。
2. 第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第7回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位あたりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当連結会計年度末にける本源的価値(付与日における本源的価値)は、いずれも0円であり、当連結会計年度末残高はありません。
3. 第13回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
4. 第13回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。
5. 第14回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
6. 第14回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

### 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

#### 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	2,268,024千円
預入期間が3か月を超える定期預金	10,000
有価証券勘定	328,957
現金同等物に含まれない有価証券	113,064
現金及び現金同等物	2,473,916

#### 2 重要な非資金取引

株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の内訳

株式交換により新たに連結子会社となったテムリック株式会社の連結開始時の資産及び負債の内訳は以下のとおりであります。

流動資産	183,993千円
固定資産	14,180
資産合計	198,173
流動負債	5,112
負債合計	5,112

また、この株式交換により資本剰余金が189,783千円増加しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資について流動性が高く元本確保型の金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及びその他有価証券であり、市場価格及び為替の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建資産及び負債については、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について販売管理規程に従い営業債権管理を行っております。一時的な余資で運用する満期保有目的の債券及びその他有価証券は、資金管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としており信用リスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建資産及び負債に係る為替変動リスクに対して、先物為替予約取引等を利用するとともに、資産残高に対する外貨建資産の保有割合により管理しております。なお毎月の金融商品の取引実績、保有状況及び外貨建資産の保有割合は、月次で取締役会に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度(平成29年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,268,024	2,268,024	-
(2) 売掛金	448,738	448,738	-
(3) 有価証券	328,957	328,885	72
(4) 投資有価証券	1,503,443	1,503,443	-
資産計	4,549,162	4,549,090	72
(1) 買掛金	1,984	1,984	-
(2) 未払金	63,365	63,365	-
(3) 未払法人税等	20,691	20,691	-
(4) 未払消費税等	13,907	13,907	-
負債計	99,947	99,947	-

## (注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 有価証券、(4) 投資有価証券

この時価の算定は、取引所の価格及び取引金融機関から提示された価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

## (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,268,024	-	-	-
売掛金	448,738	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 債券(社債)	113,050	-	-	-
(2) その他	200,000	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券(社債)	226,100	201,745	382,625	216,525
(2) その他	100,000	-	-	-
合計	3,355,912	201,745	382,625	216,525

(有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券

当連結会計年度(平成29年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	113,065	112,993	72
	(3) その他	99,990	99,990	-
	小計	213,055	212,983	72
合計		213,055	212,983	72

## 2. その他有価証券

当連結会計年度(平成29年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	61,300	28,455	32,845	
	(2) 債券	国債・地方債等	-	-	-
		社債	327,566	312,977	14,589
		その他	-	-	-
		(3) その他	316,924	315,425	1,499
	小計	705,791	656,858	48,933	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-	
	(2) 債券	国債・地方債等	-	-	-
		社債	713,553	759,596	46,042
		その他	-	-	-
		(3) その他	200,000	200,000	-
	小計	913,553	959,596	46,042	
合計		1,619,345	1,616,454	2,891	

3. 売却したその他有価証券

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	667,541	6,426	199
その他	-	-	-
(3) その他	461,534	11,220	-
合計	1,129,075	17,647	199

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
確定拠出年金への掛金拠出額 (千円)	8,520

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
研究開発費の株式報酬費	1,654
一般管理費の株式報酬費	709

## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第5回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(注)1	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 58名	当社執行役員 3名 当社従業員 66名	当社執行役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 78,000株	普通株式 98,952株	普通株式 7,980株
付与日	平成20年10月15日	平成21年8月31日	平成22年6月11日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。	新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。	新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成22年10月16日 ～ 平成30年7月31日	平成23年9月1日 ～ 平成31年7月27日	平成24年6月12日 ～ 平成31年7月27日

	第9回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(注)1	当社執行役員 2名 当社従業員 11名	当社執行役員 2名 当社従業員 48名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 39,000株	普通株式 25,000株
付与日	平成26年3月29日	平成28年3月26日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使期間到来時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。	新株予約権者は、権利行使期間到来時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成28年3月15日 ～ 平成36年3月14日	平成30年3月26日 ～ 平成38年3月25日

(注) 1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。



## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第3回 新株予約権	第5回 新株予約権	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権	第12回 新株予約権
権利確定前（株）					
当連結会計年度期首	-	-	-	-	25,000
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	25,000
権利確定後（株）					
当連結会計年度期首	61,200	73,815	7,980	36,000	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	3,200	5,586	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	58,000	68,229	7,980	36,000	-

## 単価情報

	第3回 新株予約権	第5回 新株予約権	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権	第12回 新株予約権
権利行使価格（円）	1,275	1,288	1,288	596	376
行使時平均株価（円）	1,201	1,201	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-	315	235

## 3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

## ( 税効果会計関係 )

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
( 繰延税金資産 )	
繰越欠損金	4,605,135千円
たな卸資産	8,175
未払事業税	5,476
減価償却費超過額	16,447
一括償却資産	2,076
減損損失	174
資産除去債務	4,688
その他有価証券評価差額金	14,027
その他	3,863
繰延税金資産小計	4,660,065
評価性引当額	4,660,065
繰延税金資産合計	-
( 繰延税金負債 )	
その他有価証券評価差額金	13,239
資産除去債務に対応する除去費用	2,490
繰延税金負債合計	15,730
繰延税金負債の純額	15,730

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	30.7%
( 調整 )	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0
住民税均等割	4.3
試験研究費の特別控除	0.9
源泉所得税	1.7
繰越欠損金の充当額	5.0
評価性引当額の増減	30.3
( 繰越欠損金の期限切れの金額を含む )	
投資有価証券売却益	1.5
負ののれん発生益	1.7
子会社の適用税率差異	0.6
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.9

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1)企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 テムリック株式会社

被取得企業の事業内容 がん領域に特化した創薬事業

企業結合を行った主な理由

当社は、平成20年の創設以来、低分子創薬を基本として、主に痛みと消化器疾患を2大指向領域として事業を展開し、平成26年からは、名古屋大学への研究機能の移転を契機として、アカデミアからの幅広い研究テーマや患者様のニーズに触れ、多種多様な疾患領域を検討する機会を得てまいりました。

その中で当社は、依然として治療ニーズが十分に満たされていない、がん疾患領域及び希少疾患領域を中心とした、アカデミアから提案された新規の作用機序に基づく治療薬に関する共同研究を積極的に進めることで、当社の事業の一段の飛躍を目指してまいりました。

このような現況を踏まえ、当社のニーズを充たす対象となる会社を探していましたが、今般、事業領域の拡大、特にがん疾患領域/希少疾患領域への積極的な進出を目的として、事業内容や疾患領域等に親和性を持つテムリックを、簡易株式交換の手法を使い完全子会社にすることを検討し決定いたしました。

企業結合日

平成29年1月1日(みなし取得日)

企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、テムリックを株式交換完全子会社とする株式交換

結合後の企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により議決権の100%を取得し、当該企業を完全子会社化したことによるものであります。

(2)連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年1月1日から平成29年12月31日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合日に交付した当社の普通株式の時価 189,783千円

取得原価 189,783

(4)株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

株式の交換比率

	当社 (株式交換完全親会社)	テムリック (株式交換完全子会社)
普通株式交換比率	1	90

(注)当社は、本株式交換により、テムリックの普通株式1株に対して、新たに発行する当社普通株式90株を割り当て交付いたしました。

株式交換比率の算定方法

本株式交換における株式交換比率の算定については、当社の株式価値については市場株価平均法により、テムリックの株式価値については、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法により算定を行っております。

上記算定に基づく当社1株当たりの株式価値を1とした場合の本株式交換の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりであります。

株式交換比率の算定結果
64.72 ~ 93.88

当社は、上記算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案して、テムリックと協議の上、株式交換比率を決定し、当社の取締役会及びテムリックの取締役においてそれぞれ決議、決定いたしました。

交付した株式数

479,250株

- (5) 主要な取得関連費用の内訳及び金額  
 アドバイザリー費用等に対する報酬・手数料等 2,450千円
- (6) 発生した負ののれんの金額及び発生原因  
 発生した負ののれん発生益の金額  
 3,278千円  
 発生原因  
 企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上しております。
- (7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- |      |           |
|------|-----------|
| 流動資産 | 183,993千円 |
| 固定資産 | 14,180    |
| 資産合計 | 198,173   |
| 流動負債 | 5,112     |
| 負債合計 | 5,112     |
- (8) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法  
 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)  
 重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)  
**【セグメント情報】**  
 当社グループは、「医薬品の研究開発」並びにこれらに関連する事業内容を行っており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

**【関連情報】**

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

米国	日本	アジア	その他	合計
817,706	470,539	130,950	-	1,419,195

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

海外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
Aratana Therapeutics, Inc.	767,230
A社	300,000
B社	150,000

(注) 1. 共同研究開発契約において秘密保持条項が存在するため、社名の公表は控えさせていただきます。  
 2. 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	240円00銭
1株当たり当期純損失金額( )	2円99銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	4,887,950
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	17,168
(うち新株予約権) (千円)	(17,168)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	4,870,781
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	20,295,186

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額( ) (千円)	58,122
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額( )(千円)	58,122
普通株式の期中平均株式数 (株)	19,423,317
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要	第3回新株予約権、第5回新株 予約権、第7回新株予約権 (普通株式 134,209株)

(重要な後発事象)

当社は、平成30年1月29日開催の取締役会において、ZTE Coming Biotech Co., Ltd. (本社：中国上海市、以下「ZTE Biotech社」との間で合弁会社を設立することについて決議し、同日付で合弁会社設立に関する契約を締結いたしました。

(1) 設立の目的

中国では新薬の研究開発の推進に向けて大規模な規制改革が進められており、中国政府や世界各国の機関投資家等による大型投資が活発に行われていることから、新たに中国に合弁会社を設立して医薬品の開発を行い、新薬の上市を目指すことといたしました。

(2) 設立する会社の名称、事業内容、事業の規模

会社の名称：未定  
 事業の内容：医薬品の研究開発  
 事業の規模：未定

(3) 合弁相手先の概要

(1) 名称	ZTE Coming Biotech Co., Ltd (中興康寧生物科技有限公司)
(2) 所在地	上海市
(3) 代表者	CEO Wu Yemin
(4) 事業内容	医薬品の研究開発
(5) 設立	2014年
(6) 大株主及び持株比率	Zhongxing Environmental Protection Group Co. Ltd 49%

(4) 設立の時期

2018年5月(予定)

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

株式の数：未定  
 取得価額：未定  
 取得後の持分比率：ZTE Biotech社 65%、当社 35%

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
事業収益(千円)	417,790	463,568	606,009	1,419,195
税金等調整前四半期(当期)純損失金額( ) (千円)	65,294	289,518	466,465	59,848
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失金額( ) (千円)	65,533	287,141	463,575	58,122
1株当たり四半期(当期)純損失金額( ) (円)	3.44	14.99	24.16	2.99

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は純損失金額( ) (円)	3.44	11.51	9.16	20.16

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,427,817	2,110,044
売掛金	58,265	447,061
有価証券	9,128	328,957
貯蔵品	7,125	5,153
前渡金	205,236	189,743
前払費用	55,538	61,820
その他	43,380	16,626
流動資産合計	1,806,492	3,159,407
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	140,568	140,568
工具、器具及び備品	451,833	486,424
減価償却累計額	343,662	412,301
有形固定資産合計	248,739	214,691
<b>無形固定資産</b>		
商標権	5,546	4,945
ソフトウェア	6,816	4,383
その他	431	553
無形固定資産合計	12,794	9,882
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1,937,383	1,503,443
関係会社株式	-	192,233
長期前払費用	3,198	1,985
その他	10,705	9,965
投資その他の資産合計	1,951,288	1,707,627
<b>固定資産合計</b>	2,212,822	1,932,202
<b>資産合計</b>	4,019,314	5,091,609

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	-	1,984
未払金	125,985	62,747
未払費用	40,188	43,457
未払法人税等	1,346	19,741
未払消費税等	-	13,907
繰延税金負債	1,192	-
前受金	13,500	1,101
預り金	3,435	3,381
その他	4,565	-
流動負債合計	190,213	146,321
<b>固定負債</b>		
資産除去債務	11,649	11,743
繰延税金負債	29,424	15,730
固定負債合計	41,073	27,474
負債合計	231,286	173,795
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,237,588	2,741,249
資本剰余金		
資本準備金	2,237,588	2,931,032
資本剰余金合計	2,237,588	2,931,032
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	728,117	755,788
利益剰余金合計	728,117	755,788
自己株式	-	21
株主資本合計	3,747,058	4,916,471
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	26,183	15,826
評価・換算差額等合計	26,183	15,826
新株予約権	14,785	17,168
純資産合計	3,788,027	4,917,814
負債純資産合計	4,019,314	5,091,609



## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
事業収益	705,235	1,362,906
事業費用		
事業原価	117,630	144,479
研究開発費	1,796,229	1,824,669
その他の販売費及び一般管理費	2,551,252	2,508,108
事業費用合計	1,465,111	1,477,257
営業損失( )	759,876	114,350
営業外収益		
受取利息	12,654	3,515
有価証券利息	52,329	35,271
為替差益	-	981
補助金収入	19,843	44,072
複合金融商品評価益	8,070	-
その他	1,601	576
営業外収益合計	94,499	84,417
営業外費用		
為替差損	55,328	-
株式交付費	-	12,919
複合金融商品評価損	-	1,810
営業外費用合計	55,328	14,729
経常損失( )	720,705	44,662
特別利益		
投資有価証券売却益	-	17,647
特別利益合計	-	17,647
特別損失		
投資有価証券償還損	2,000	-
投資有価証券売却損	-	199
特別損失合計	2,000	199
税引前当期純損失( )	722,705	27,214
法人税、住民税及び事業税	1,346	2,032
法人税等調整額	4,065	1,574
法人税等合計	5,411	457
当期純損失( )	728,117	27,671

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	9,806,225	5,090,225	10,421,274	4,475,176
当期変動額				
欠損填補	7,568,637	2,852,637	10,421,274	-
当期純損失（ ）			728,117	728,117
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	7,568,637	2,852,637	9,693,157	728,117
当期末残高	2,237,588	2,237,588	728,117	3,747,058

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	28,170	28,170	11,017	4,514,364
当期変動額				
欠損填補				
当期純損失（ ）				728,117
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,986	1,986	3,768	1,781
当期変動額合計	1,986	1,986	3,768	726,336
当期末残高	26,183	26,183	14,785	3,788,027

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	2,237,588	2,237,588	728,117	-	3,747,058
当期変動額					
株式交換による増加		189,783			189,783
新株の発行	503,661	503,661			1,007,322
自己株式の取得				21	21
当期純損失（ ）			27,671		27,671
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	503,661	693,444	27,671	21	1,169,413
当期末残高	2,741,249	2,931,032	755,788	21	4,916,471

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	26,183	26,183	14,785	3,788,027
当期変動額				
株式交換による増加				189,783
新株の発行				1,007,322
自己株式の取得				21
当期純損失（ ）				27,671
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42,010	42,010	2,383	39,626
当期変動額合計	42,010	42,010	2,383	1,129,786
当期末残高	15,826	15,826	17,168	4,917,814

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

関係会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。但し、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

但し、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	4～6年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第26条の2に定める減損損失累計額の注記については、同条第5項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(損益計算書関係)

1 研究開発費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
給与手当	281,819千円	279,758千円
産学共同研究費	163,399	162,632
減価償却費	69,490	75,772
臨床研究費	19,234	65,149
委託研究開発費	44,665	28,125

2 その他の販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
給与手当	146,049千円	143,018千円
業務委託費	130,175	128,653
特許維持費	99,660	52,687
減価償却費	8,088	7,358

(有価証券関係)

関係会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表計上額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
関係会社株式	-	192,233

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金	4,729,928千円	4,311,448千円
たな卸資産	7,943	8,175
未払事業税	-	5,476
減価償却費超過額	11,015	16,447
一括償却資産	1,092	1,864
減損損失	773	174
資産除去債務	3,924	4,403
その他有価証券評価差額金	10,488	14,027
その他	4,077	3,111
繰延税金資産小計	4,769,242	4,365,129
評価性引当額	4,769,242	4,365,129
繰延税金資産合計	-	-
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	26,551	13,239
資産除去債務に対応する除去費用	2,872	2,490
その他	1,192	-
繰延税金負債合計	30,617	15,730
繰延税金負債の純額	30,617	15,730

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	32.8%	30.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.4	4.2
住民税均等割等	0.2	5.9
試験研究費の特別控除額	-	2.0
源泉所得税	-	3.6
繰越欠損金の充当額	-	11.0
評価性引当額の増減 (繰越欠損金の期限切れの金額を含む)	77.9	40.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	51.0	-
その他	0.0	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.7	1.7

## (企業結合等関係)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

区 分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形 固定資産	建物	140,568	-	-	14,181	140,568	41,023
	工具、器具及び備品	451,833	45,016	10,425	64,882	486,424	371,277
	計	592,401	45,016	10,425	79,063	626,992	412,301
無形 固定資産	商標権	8,643	292	-	893	8,936	3,991
	ソフトウェア	25,211	-	1,205	2,433	24,005	19,622
	その他	431	122	-	-	553	-
	計	34,286	415	1,205	3,327	33,496	23,613

- (注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。  
 工具、器具及び備品 42,337千円(分析装置の老朽化に伴う代替取得等)
2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。  
 工具、器具及び備品 10,425千円(老朽化に伴い除却した分析装置等)
3. 「減価償却累計額」には、減損損失累計額が含まれております。
4. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

## 【引当金明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に記載する方法とする。 公告掲載URL <a href="http://www.raqualia.co.jp/">http://www.raqualia.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。  
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第9期）（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）平成29年3月31日東海財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年3月31日東海財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第10期第1四半期（自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日）平成29年5月15日東海財務局長に提出

第10期第2四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月10日東海財務局長に提出

第10期第3四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月10日東海財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

平成29年4月3日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成29年6月13日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

平成29年11月10日東海財務局長に提出

第10期第2四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

#### (6) 有価証券届出書

平成29年9月21日東海財務局長に提出

第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行によるものであります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月28日

ラクオリア創薬株式会社  
取締役会御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江戸川 泰路

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 都 成哲

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクオリア創薬株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクオリア創薬株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年1月29日開催の取締役会において、ZTE Coming Biotech Co., Ltd.との間で合併会社を設立することについて決議し、同日付で合併会社設立に関する契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ラクオリア創薬株式会社の平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、ラクオリア創薬株式会社が平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は、平成30年1月29日開催の取締役会において、ZTE Coming Biotech Co., Ltd.との間で合併会社を設立することについて決議し、同日付で合併会社設立に関する契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

x

## 独立監査人の監査報告書

平成30年3月28日

ラクオリア創薬株式会社  
取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江戸川 泰路

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 都 成哲

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクオリア創薬株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクオリア創薬株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年1月29日開催の取締役会において、ZTE Coming Biotech Co., Ltd.との間で合併会社を設立することについて決議し、同日付で合併会社設立に関する契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。